

# 靈仙三藏

—嵯峨天皇御伝のうち—

## 渡辺三男

求法のために海彼の彼方に身を挺したこの僧の行実には、天皇も、深い関心を寄せられたにちがいないと推察する。最澄・空海、また光定に対する天皇の篤いご庇護はよく知られているが、いまこの高僧の略伝を綴つて、嵯峨天皇御伝の一章に加える。

- 一、はじめに
- 二、雲仙三藏の出自
- 三、宝亀四年渤海使船で
- 四、醴泉寺訳場筆受並訳語
- 五、天長二年の後半より翌三年の間五臺山に示寂
- 六、嵯峨帝賞賜黄金百両
- 七、遺命して大元帥法日本へ

### 一、はじめに

靈仙三藏は、唐朝憲宗皇帝の勅によって設けられた訳場に召され、梵經の漢訳に従事し、日本人中ただ一人、三藏の称号を与えられた学僧であり、遠くその道譽を耳にされた嵯峨天皇から、渤海の使節に托して黄金百両を賞賜され、靈仙も、この恩賜に報いるため、新經兩部と仏舍利一万粒とを献じたが、学徳を惜しんだ唐朝は、ついに帰朝することを許さず、中国三大佛教聖地の隨一五臺山に止住中何者かに毒殺された学徳高き入唐僧である。

二、靈仙三藏の出自

靈仙三藏に関する資料はきわめて乏しく、殊にその出自に関する記録も遺されていない。文献の上で、その出自を確かめることができないのは残念である。

ところが数年前(注1)、滋賀県在住の作家籐田藤太郎氏の手に成った『靈仙三藏』と題する伝記小説によると、靈仙三藏を、いまの滋賀県米原町に近い、その名も同じ靈仙山にゆかりの人とし、その出自が詳細に記述されている。

滋賀県の地図を見ると、県の西北寄りに、少しやがんだ絃楽器琵琶と見れば見られる琵琶湖が、東北から西南へかけて湖水をたたえ、全県の六分の一の面積を占めている。

その琵琶湖の東方、岐阜県との県境を、伊吹山地が北から南に走り、それに続いて、鈴鹿山地が北から南に走って、三重県との境を成している。

琵琶湖の東岸に、旧藩鎮彦根城、いまの県庁の所在地彦根市があり、その東北方ほど近いところに、坂田郡米原町が在り、その北に

近江町が続く。米原駅は、東海道線と北陸本線との分岐点。

琵琶湖を底に、滋賀（近江）盆地ともいえるこの県域は、東方を上述の伊吹・鈴鹿の両山系が走り、西方を比良山系が北から南に走つて京都との境界を成している。従つて、この近江の国も、△聳ゆる山はいや高く△と自負する信濃の国ほど峻険ではないにしても、四周に連なる多くの山々の内にある。

北から西廻りに見ると、福井県との県境に、三国山・三重岳・百里岳、京都府との府県境に二国山、琵琶湖西畔に近く比良山、さらには南下して比叡山（八四八m）。

東の方、最北端、福井・岐阜・滋賀三県の接点に三国ヶ岳、岐阜県との県境ぞいに南に下つて金糞岳、伊吹山、ついでその名も靈仙山（一、〇八四m）がうずくまり、三重県との県境ぞいに、龍ヶ岳・御在所山・油日岳・笛ヶ岳・鷲峰山等の山々が、滋賀県境をぐるりへめぐっている。近江の国もまた、これらへたなはる青垣山△のふところにかいだかれている。

めざす靈仙山は、米原町の東南一〇キロぐらいのところに聳えている、というよりも、むしろ、米原町は、ずんぐりと蟠居した形の靈仙山の山裾に開けた街並というべき位置に在る。靈仙山の北の裾を流れ下る丹生川は、途中宗谷川を合わせて天野川に合流し、琵琶

湖に注ぐ。その下流に開けたのが、米原町と近江町。

そしてその靈仙山は、琵琶湖の周囲に、青垣のごとくあるいは険しく、あるいはなだらかに大空を縁どる十五の峰の連亘の中では、最高峰伊吹山（日本七高山の一、三七七m）から数えてその高さ七番目。

さて籐田氏の小説『靈仙三藏』によれば、靈仙三藏は、右に挙げた山々のうち、その名も同じ靈仙山にゆかりの地に生まれた人としている。

すなわち靈仙三藏は、上述靈仙山の北を流れる天野川（古名息長川）の流域に榮え、仲哀天皇の皇后で、応神天皇の生母神功皇后をも出した古族息長氏の支族で、右の丹生川流域枝折を本拠とした息長丹生氏の出身とする。

籐田作品によると、さらに詳しく、息長丹生家に、当時年三十二、四歳だった刀禰麻呂とねまろという人があつたが、妻壳子くるしとの間に結婚十一年に及ぶも子種に恵まれなかつたため、靈山山頂所在の泰澄上人創建の靈山寺（良弁創建の奈良金勝寺の別院）を守る興福寺出身の僧宣教に勧められて、その寺の本尊大日如来（泰澄作）に祈願して、天平感宝元年三月三日、玉のような男子を出産し、大日如来の申子であるとして日來禰ひきねと命名した。

怜俐に育つていった日來禰は、四、五歳のころ、父によつて靈山寺の宣教和尚に預けられきびしい訓育十年ののち、ある日、大日如來の△衆生のため、祖先と自分との罪障消滅のため、仏の道に帰依すべし△とのお告げの声を聞いて、進んで出家を願うようになり、師の宣教について出家し、法名を、山名・寺号に因んで靈仙と名づ

けられ、さらに五年の後、宣教が興福寺に在ったころの弟子興福寺の賢憬のもとへ送られた、というのが籾田氏作の書き出しである。その記述は、巨細を極めている。

右の作品における靈仙の出生年月、幼名、本氏、父母、師承等に関する記述の史的実否を、作者その人について確かめるため所在を追つたところ、すでに三年ほど前に肝臓ガンで病没された由、その機会を失つたが、おそらくは、作家一流のフィクションではないか、という気がしているが、籾田氏の所在を追つてある折から、氏をよく知るという某真宗寺院の住持から、氏は誠実な人物で、荒唐の説をなす人ではないといわれたことが耳に在り、あるいは何かの典拠があつてのことかと譲つて、後日のため、右様籾田氏所伝の骨子を書き留めておいた。

ただしその地方には、靈仙三藏をその地の出身の人とする伝承があつたらしく、現に右の籾田氏の伝記小説『靈仙三藏』の巻頭には、靈仙の名の見える古写『大乗本生心地觀經』を伝える石山寺の管長ほか三氏の序文を掲げているが、米原町長山川茂氏が、靈仙三藏を、その町出身の畏敬すべき偉人であり、その人の伝記小説を完成した籾田氏の鏤骨の勞を称えたのをはじめ、終戦直後のころから三蔵顯彰に先鞭をつけた宗教画家杉本哲郎氏、等身大の木彫三藏像を完成した彫刻家森大造氏、いざれも、靈仙三藏を、いまの米原を郷土とする人物として、その遺徳の顯彰に熱意を抱いた方々と察せられる。

右の諸氏の序文でも察せられるように、いまの米原町を中心とするその地方の人々の間に存在する、靈仙三藏を、その地の出身とする伝承が、いつのころから起つたものか。意外にそれは、それほど古くからのものではなく、あるいは、大正二年、石山寺に、靈仙三藏が、その訳経に参加していったことを示す奥書ある『大乘本生心地觀經』が発見されたのを契機として、大屋徳城、松本文三郎、小野玄妙、高橋順次郎氏らによって、にわかに、靈仙三藏の研究に手が染められ、しばらくの間、数人の先輩学究が、それに追随されて、靈仙三藏に関する論稿の発表相ついだ時期があつたが、米原地方の人々の間に、靈仙を郷土の人とする考えの起つたのは、あるいは、そのころのことではなかつたか。郷土の山の名靈仙山と、靈仙三藏の名との遇合からはじまつたのではないか。

靈仙三藏の名の見える古写経典の発見が、ほど近い石山寺であり、同じ名の山もあり、その西南の麓には同じ名の地名もあるその地の人々が、靈仙顯彰の講演や論稿の中で、靈仙の名を耳にし目にしたとき、これは郷土出身の人物では、と触発されたかもしれないことは、有り得ることである。

靈仙の名は、後にも引用するように、『続日本後紀』、『類聚国史』、『日本逸史』・『入唐求法巡礼行記』等に散見するが、その後は久しく忘れられたままになつていた。

『国史大系』の完成とともに、鼎軒田口卯吉博士（一八五五一九〇五）の編纂刊行の二大業績とされている、明治十九年四月、東京經濟雑誌社発行の『大日本人名辞書』は、この種大辞典のわが国における最初のものであり、唯一のものであつたが、この辞書は、その後も、版を重ねるたびに増訂を加え、特に昭和十二年には、黒板勝美博士の指導のもとに、松本彦次郎・花見朔巳・川上多助・入

田整三・森谷秀亮の五氏が、それぞれの専門分野を分担して、頁数で七百頁に及ぶ大きい増補が加えられ、その序文にも

「本篇は前版以降、単に十年間の増補に止らず、遺漏された人物にして、伝ふるに足るはこれを収録し、全部に亘りて誤謬を正し」たという。

約三万五千名を収めた同書の旧版に漏れていた靈仙三藏の名は、松本氏らのこの新訂十一版においても、追録されることはなかつた。この辞書は、近くは昭和四十九年八月、講談社から刊行され、多くの利用者に便宜を与えていたが、その復刻版（全五巻）においても、もとより靈仙三藏の名を検索することはできない。

人名辞典の類で、靈仙の名が著録されたのは、大戦に突入した昭和十三年十月に出た、平凡社の『新撰大人名辞典』（昭五十四『日本名大事典』と改題して覆刻）が初出である。私が、靈仙三藏の出身の地にこだわって紙幅を費し、米原出身の伝承に疑念を抱いているのは、いまひとつ、力強い反証があるからである。

『類聚国史』卷一八賞賜や『日本逸史』卷三四に、淳和天皇の天長三年（八二六、嵯峨上皇四十一歳）二月二十五日、「唐留学僧靈船三弟妹」に対して、朝廷より阿波国（徳島県）の稻一千束が賞賜されたことが見える。兄靈仙の異郷における精励上聞に達せし余慶であった。同じ時代の高僧弘法大師空海は、四国の讃岐の人であつたが、靈仙三藏もまた四国の阿波の人だったのではないか。

で、先生から卒業論文の指導を受けた私は、昭和九年卒業後一か年

ほど、後に駒沢大学の総長となられた大久保道舟氏や、日露海戦の參謀秋山真之の長男秋山大氏らとともに訂補のお手伝いをした思い出なつかしい辞書であるが、この辞書にも靈仙三藏の名はなく、大正六年一月に初版の刊行された織田得能氏の『仏教大辞典』にも、まだ靈仙の名は見えない。また、歴史地名辞書の性格の強い吉田東伍博士の『大日本地名辞書』（全六巻、明治四十年十月初版）には、靈仙ヶ岳の名は見え、その山の生成に関する説話を伝えていたが、靈仙三藏の名は見えない。靈仙三藏を、この山にゆかりの高僧とす

### 三、宝龜四年渤海船で

大正二年の夏、荻野仲三郎氏によつて、滋賀県石山寺の経蔵から、訳場列位の上座に靈仙の名の見える奥書ある古写の經典『大乗本生心地觀經』の断巻が発見され、靈仙三藏の名は、にわかに学界の注目を集め、数名の先覚によつて相次いで論考が発表されるようになつたが、発見の翌大正三年四月、大屋徳城氏によつて、東大寺に伝える『法相證明記』と題する冊子が発見され、靈仙入唐の時期に関する最初の手がかりを提供された。<sup>(注4)</sup>

同冊子は、（足利季世永正頃の人）英訓によつて筆写され、（天正

頃の人) 実英の伝領したものであることが表紙の自署によつて明らかであるが、内容は、懲安の『燈明記』と、慈蘊の『法相體脳』を合わせたものであり、その奥書には  
以上文延暦廿二年付遣唐学生靈船闍梨渡於大唐中略  
とあり、それに続けて、

保元々年秋九月日雇同法学生令写畢已刻許以愚眼一交畢 興福寺  
五師大法師藏俊

を初めとして、建保六年九月十三日、承久二年八月八日、嘉祐三年八月廿九日、建長元年五月廿二日、弘安三年十月十四日、弘安十一年正月廿九日、貞治廿二年正月廿五日、至徳廿二年正月廿六日と九たび伝写されることを示す識語がある。

大屋氏は、石山写經の発見と同時に、論考を発表して靈仙に対す  
る強い関心を示された、松本文三郎・妻木直良両氏にも見解を徵し  
て、右の冊子の奥書から、  
(一)靈仙は南都出身の人であり

(二)延暦二十二年に入唐した、と推断された。

延暦二十二年は、最澄・空海が便乗した遣唐大使藤原葛野麻呂の一行が渡海を企てて、風波のために翌年に延期した年で、一抹の疑念は残るが、有り得ることとされた。

(一)靈仙は南都出身の人であり

松本氏は、靈仙三歳入唐の時期の解釈に当たって、靈仙と行賀とは、共に興福寺に於ける同学の僧である上、入唐に際しても行を共にしたであろうとの前提に立つて、『僧綱補任』その他によつてたゞれる行賀の年譜を手がかりとされた。

『僧綱補任』延暦三年の条に

律師 行賀九月九日在小僧都  
二十五入唐、三十帰朝

とあるが、この記事中の数字の解釈に当たつて、二十五についてなれば、其の著を携へて、靈仙が入唐したりしとて、あり得べからざることに非ず」とされた。

文中の靈船は、靈仙であろうとし、また『法相體脳』の「著者慈蘊は、興福寺の人にして平安初期の学者として、相応に名ありし人

(注5) 郎氏によつて、光仁天皇の宝龜年間と推論すべき新史料の紹介がなされた。

すなわち、覺羅石麟の修輯した『山西通志』の一百七十一巻、五臺山の条に、諸国僧侶の五臺山に礼するものを列挙した中に、日本僧について次のとき記載のあることを指摘された。

天寶中、日本國王白璧天皇、遣僧靈仙行賀禮五臺山學仏法、後

開成會昌中、仁明天皇遣僧入禮五臺(注6)

とある由。この一節を考証して、松本氏は、「天寶中とあるのは、恐らく太曆中の誤写であろう。白璧天皇即ち光仁帝の即位は、唐の太曆五年に当り、其禅位の天應元年は建中二年であるから、太曆より少くとも十年以前の天寶中といふことはあり得ない」とし、仁明天皇に遣わされて、五臺に礼したと伝える日本僧は、仁明天皇の勅を奉じて入唐し、開成の末年五臺山に拝登した慈覺大師「円仁たることは疑ない」とされた。松本氏は、そのことにはおふれでなかつたが、白壁は光仁天皇の皇諱白璧の誤記である。

は、『日本逸史』・『日本紀略』・『僧綱補任裏書』・『興福寺別当次第』・『本朝高僧伝』は、在唐三十一年にして帰朝したと見ているのに対し、『元亨釈書』のみ、生年三十一年にして帰朝したことを示す数字と見ている。

松本氏は、右のいずれにも疑念を抱き、これらの数字は、異例の用法ではあるが、受戒より數えたいわゆる法臘と見るべきであるとされた。

生年二十五歳入唐とすれば、行賀の没を延暦二十二年（一月八日）七十五歳とする『僧綱補任』の記事より逆算して、孝謙天皇天平勝宝五年（七五三）入唐となり、光仁天皇によつて、靈仙・行賀

の二僧が遣わされたとする『山西通志』の記事と矛盾し、三十一歳にして帰朝したとすれば、在唐七年ののち、すでに淳仁天皇の天平寶字四年乃至五年（七六〇、一一）にはすでに帰朝していたことになり、『僧綱補任』に見える行賀の名の初出、光仁天皇の宝亀十年（七七九）の条

「法臘」を「法臘」と特記しない表記は異例のことであるが、法臘と見ることにおいて諸矛盾を調和し解消して見せた右のごとき松本博士の論証は、私どもには、説得力ある論考という気がしているが、その後の靈仙を伝える著作の多くが、延暦二十二年入唐としているのは、松本博士の宝亀四年入唐説の存在を知らないか、知つても、宝亀四年には、靈仙・行賀両入唐僧が便乗したであらう該当の遣唐使の発遣が無かつたことに、大きい疑問を感じているからである。

ある光仁天皇の宝亀十年（七七九）まで、廿六年間も新帰朝の可能な人物を無役で放置したことになり、これまた考えられないこと

であり、在唐三十一年にして帰朝したとすれば、桓武天皇の延暦二、三年（七九五、一六）に帰朝したこととなり、延暦に先立つ三年の右の『僧綱補任』宝亀十年の記事と矛盾するが、二十五、三十一を法臘と解すれば、上述一連の矛盾は氷解する、というのが、松本氏の指摘である。

法臘二十五のとき入唐したとすれば、『扶桑略記』・『元亨釈書』

その他の諸書が一致して、行賀の出家を十五歳、受戒二十歳とするところから起算して、行賀の入唐は、生年四十四歳、光仁天皇の宝亀四年（七七三）のこととなり、帰朝は、生年五十歳、宝亀十年（七七九）のこととなる、とし、行賀と同行した靈仙の入唐も、宝亀四年のこととし、先述の、延暦二十二年、『法相髓脳』を「付唐學生靈船闍梨渡於大唐」という同書の識語について、同書の「著者か若くは其学徒は、之（大使藤原葛野麻呂ら遣唐使一行の入唐）を好機会となし、其任命後直ちに之を其一行中の何人かに托し、同じく南都法相学徒の靈仙に手渡すべく依頼したものであらう」と推断された。

だれもまだお気付でないが、私は、両入唐僧の入唐は、渤海使節

の船に便乗したものと考える。

当時渤海使節の来朝がきわめて頻繁であったことは、『続日本紀』や『類聚国史』の記述によつて明白であり、現に、後述するよう に、嵯峨・淳和両帝から靈仙三藏へ黄金百両を下賜されたのも、靈仙三藏が謝恩のため、新経二部・仏舍利一万粒を献じたのも、渤海使節の使船によつてであつたよう、わが国人で、渤海使節の船舶を利用して、唐へ往復した例は少なくない。その上、松本博士が、靈仙・行賀両入唐僧の入唐の年と比定された宝亀四年には、後述のごとく、前後両度の渤海国使が相ついて本国へ帰国した、日渤海交 史上異例の年であつたから、靈仙・行賀両入唐僧の便乗も十分有り得ると考える。

『続紀』によると、淳仁天皇の天平宝字六年（七六一）十月度、第六次渤海大使王新福等の入朝から九年を経た、光仁天皇の宝亀一年（七七一）六月廿七日、第七次の入朝渤海国使壹万福を大使、慕昌祿を副使とする三百廿五人の一行が、十七隻の船団を組んで、出羽国野代港に来朝した。異例の大部隊であり、しかも来着港が、当時不穏な動きを見せていた蝦夷地に近いことを慮つてか、朝廷は、渤海使節一行に、常陸への移動を命じた。

十二月廿一日、大使以下四十人を入京せしめ、三年一月一日、天皇大極殿に出御して朝賀を受けられ、文武百官及び渤海国使、陸奥出羽の蝦夷も参列拝賀した。翌々三日、天皇臨御、壹万福等参朝して方物を献上したが、そのとき奉呈した上表文が、違例無礼であつたため、十六日にはその上表文を、十九日には右の方物を却下し

た。

却下の理由は、二月廿八日、渤海国王に下賜された璽書の中で、その違例無礼がきびしく戒飭されていることによつて明らかである。先に亡んだ高麗は、日本を大国として、△情は兄弟、義は君臣▽の礼をとつて朝貢したが、高麗の後と称する渤海国が、このたびにわかつて渤海関係を△舅甥▽（おじと）と位置づけようとするのは、遺例であり、無礼である。また表文末に、官品を署せず、天孫を僭称しているのも違例無礼であるとの指摘であつた。従来渤海は、唐の臣属国として、唐から与えられた官品（左金吾衛大將軍渤海部王）を姓名の上に冠していたから、唐に対して対等の独立国地位を堅持する日本と渤海国との国際的地位の高下は、自明のことであつた。この度の表文には、唐の官品を署せず、高麗の始祖朱蒙が、日神を父とし、河伯の女を母としたとする伝承を襲つて、これを僭称するのも、違例無礼であるというのが、わが朝廷の戒飭であつた。渤海側が、あえて先例を改めたのは、国内安定の自信から、自國の国際的地位の提高を試みたものと見られている。

入朝の意図も労苦も、すべて水泡となりかねなくこの危機に直面して、大使等は、大いに△恐惶頓首▽（『続紀』）、表文を改修して、百方陳謝した。

そのため、結局上表文・方物共に受納されたらしく、二月二日、五位以上及び渤海国使に朝堂に於いて饗宴を賜うた際、大使壹万福に從三位、副使李能本に正四位下、以下各員それぞれ位階を賜い、国王に美濃締卅疋・絹卅疋・糸二百絪、調綿三百屯を下賜、大使以下にもそれぞれ賜祿があつた。祿物は、入京を許された者だけでな

く、来朝した全員に授けられた。

渤海国使の頻繁な来朝のねらいは、実はこの賜禄と交易にあつた。上國への朝貢を名分としてはいたが、眞の目的は、上國からの手厚い賜禄の実利にあつた。賜禄が精巧な製品であつたのに対して、忠誠心を表明するための儀礼の信物として、彼から獻上した方物は、獸皮等の彼の地特産の第一次產品であつた。聖武天皇天平十一年（七三九）の例で見ると、大虫皮（虎皮）七枚・熊皮七枚・豹六張・人參三十斤・蜜三斛であつた。その相違は、さながら彼我産業の発達の程度を示すものであつた。上國の恩恵に依存して、自らの欠乏を補足しようとしたのである。上記の賜禄品は、『延喜式』にも定められている常礼の賜物であるが、光仁天皇宝亀八年（七七七）大使史都蒙等入朝の際のことは、特に請願によつて、恒例の賜物の外に、

黄金小百両・水銀大百両・金漆一缶・海石榴油一缶・水精念珠四貫・檳榔扇十枚

が優賜されている。これらは特別であるが、常礼の限度においても、その賜物の総量は、毎期おどろくべき大量に昇つた。一方彼は、方物を体よき一種の商品見本として、大量に持ちこみ、先ず大藏省と内藏寮とを官貿易の窓口として売りこみ、残余は、貴族や都人に売りさばき、莫大な利益を挙げて帰国した。

上國に対する朝貢の礼をもつて来朝する以上、日本も上國としての襟度をもつて彼の方物に、数量・価格ともに数倍の賜物をもつて恩恵を施さなくてはならないが、累年に及ぶこのような過大な不均衡は、わが朝の財政的負担となつた。これを是正するため、桓武天

皇の延暦十七年には、六年一貢と定められたが、渤海側のたつての請願によつて、翌十八年には、早くも無制限に入朝を許すこととなつた。しかし財政への影響黙視しがたく、ついに、淳和天皇の天長五年（八二八）には、一紀一貢（十二年に一入朝）と規制された。以上が、渤海国使入貢の実態のあらましである。

さて右の光仁天皇の宝亀二年六月出羽野代に来着した入朝第七次の渤海大使老万福等は、右のごとき曲折を経たのち、辛くも、上表文・方物の奉呈を了えて、宝亀三年二月廿九日、帰国の途についた。

帰国に当たつては、武生島守が、送渤海客使に任せられて、一行を護送した。先に入京を許されていた四十名を除く、残余三百名近い大部隊を常陸から出帆港の敦賀に徙し、出羽から乗船十七隻を廻航して、破損船の修理や、食糧薪炭の積み込みに、七か月も要したのか、敦賀を出帆したのが、宝亀三年（七七二）九月廿一日のことであった。出帆間もなく暴風に遭つて漂流し、能登国福良津に避難した。『続日本紀』卷一、その日の条に、

送渤海客使武生島守解纏入海。漂着能登国。客主僅免死。便於福良津安置。

とある。次いで、『続日本紀』は、翌宝亀四年（七七三）二月の条に、

渤海副使正四位下慕昌禄卒。遣使弔之。贈從三位。賄物如令とある。慕副使が、福良港に停泊中に発病して死亡したというのである。帰国を前にして、福良に於ける滞留が意外に長期にわたつたのは、この副使の病状の回復を待つていたのではないか。

一行の、母国へ向けての出港がいつであったかは明らかでないが、送使武生島守の任果てて帰国したのが、同年八月十三日であったから、一行の能登出発は、四、五月のころだと推測される。

一行が、無事帰国したことは、これより三年後の宝龜七年（七七六）四月来朝した大使史都蒙の奏上した渤海国王の表文に渤海国王。始自<sub>二</sub>袁世<sub>一</sub>供奉不<sub>レ</sub>絶。又國使壹万福<sub>レ</sub>歸來。承聞。聖皇新臨<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>勝<sub>二</sub>慶歎<sub>一</sub>。（『続日本紀』卷廿四、四月廿二日）とあるによつて明らかである。

靈仙・行賀の両入唐僧は、この一行に便乗して、唐に向かつたのではないか。

一方渤海国では、先に日本に発遣した大使壹万福等の一行が、すでに四年を経るも帰来しないので、同じ年宝龜四年（七七三）六月、入朝第八次の大使烏須弗等四十人を差遣して來た。これを勘問したところ、

能登国言。渤海国使烏須弗等。乘<sub>二</sub>船<sub>一</sub>一艘<sub>二</sub>來<sub>一</sub>著部下<sub>二</sub>。差<sub>レ</sub>使勘問。烏須弗報書曰。渤海日本。久來好隣。往來朝聘。如<sub>レ</sub>兄如<sub>レ</sub>弟。

近年日本使内雄等。住<sub>二</sub>渤海国<sub>一</sub>。學<sub>二</sub>問音声<sub>一</sub>。却<sub>レ</sub>返本国<sub>二</sub>。今經<sub>二</sub>十年<sub>一</sub>。未<sub>レ</sub>報<sub>二</sub>安否<sub>一</sub>。由<sub>レ</sub>是差<sub>二</sub>大使壹万福等<sub>一</sub>。遣<sub>レ</sub>向<sub>二</sub>日本國<sub>一</sub>擬<sub>二</sub>於朝參<sub>一</sub>。稍經<sub>二</sub>四年<sub>一</sub>。未<sub>レ</sub>返<sub>二</sub>本國<sub>一</sub>。更差<sub>二</sub>大使烏須弗等四十人<sub>一</sub>。面奉<sub>二</sub>詔旨<sub>一</sub>。更無<sub>二</sub>余事<sub>一</sub>。

と答えたという。先年日本の使節とともに、渤海国に来て、音声を

学んでいた内雄等が帰国してすでに十年になるにもかかわらず、安否の報告が無いので、大使壹万福を差遣したが、これまた四年を経るも、本国へ返つて来ないため、差遣された、と答えた。その安否

が氣遣われて大使烏須弗の派遣となつた大使壹万福の派遣も、帰国したはずの留学生内雄なる人物の安否を氣遣つてのことだつたといふのである。

その内雄なる人物については、大使烏須弗の入朝に先立つ十年、『続日本紀』卷廿四、淳仁天皇の天平宝字七年（七六三）十月六日の条に、高内弓と見えるのが、該当の人物と考えられる。すなわち乙亥。左兵衛正七位下板振鎌束。至<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>渤海<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>擲<sub>二</sub>入於海<sub>一</sub>。勘當下<sub>レ</sub>獄。八年之亂。獄囚充滿。因其居住移<sub>二</sub>於近江<sub>一</sub>。初王新福之歸<sub>二</sub>本蕃<sub>一</sub>也。駕船爛脆。送使判官平群虫麻呂等。慮<sub>二</sub>其不<sub>レ</sub>完。申<sub>レ</sub>官求<sub>レ</sub>留。於是史生已上皆停<sub>二</sub>其行<sub>一</sub>。以修理船<sub>二</sub>。使<sub>二</sub>鎌束<sub>一</sub>便為<sub>二</sub>船師<sub>一</sub>。送<sub>二</sub>新福等<sub>一</sub>發遣<sub>2</sub>。事畢歸日。我學生高内弓。其妻高氏。及男広成。綠兒一人。乳母一人。并入唐學問僧戒融。優婆塞一人。転<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>渤海<sub>一</sub>。相隨帰朝。海中遭<sub>レ</sub>風。所<sub>レ</sub>向迷<sub>レ</sub>方。拘<sub>レ</sub>水手為<sub>レ</sub>波所<sub>レ</sub>沒。于時鎌束議曰。異方婦女今在<sub>二</sub>船上<sub>一</sub>。又此優婆塞異<sub>二</sub>於衆人<sub>一</sub>。一食數粒。經<sub>レ</sub>日不<sub>レ</sub>飢。風漂之災。未必不<sub>レ</sub>由此也。乃使<sub>二</sub>水手撮<sub>1</sub>内弓妻并綠兒乳母優婆塞四人<sub>2</sub>。拳而擲<sub>2</sub>海。風勢猶猛。漂流十余日。着<sub>二</sub>隱岐國<sub>一</sub>。

渤海大使王新福の帰国に当たつて、その駕船爛脆にして危険であることを、送使判官平群虫麻呂が奏上したため、史生已上出発を見合させ、船を修理の上、板振鎌束を船師として送らせることとなつた。

送客の任務を果たして帰国に当たつては、留学生高内弓・その異国妻高氏・男広成・綠兒一人・乳母一人并びに入唐僧戒融・優婆塞一人も、道を渤海に取つて同乗していたが、航海中風に遭つて方角

を失い、そのため船師・水手どもが水没した。そこで船師の板振鎌東が、異国の婦女や一食数粒で幾日も飢えないという並はずれの能力をもつた優婆塞が同船していることが、この海難と、必ずしも無関係とはいえないといい出し、水手に命じて、高氏と綠兒と乳母と優婆塞の四人をとらえて海中に投げ入れさせた。しかし、風勢は息まず、漂流すること十余日にして、隱岐国に帰着した。帰國後鎌東は、この罪を問われて獄に下されたが、八年の乱（惠美押勝伏誅）で、獄囚充满のため、その居住を近江に移された、というのである。帰国の道を渤海にとつた入唐学問僧戒融も同乗していたことを忘れてはならない。

さて、宝亀四年（七七三）四、五月のころ、送渤海客使武生島守等に送られて帰国した先の大使壹万福と、その安否を確めるために差遣された大使鳥須弗とは、行きちがいとなつた。従つて、上表文の違例無礼がきびしく戒飭されたという壹万福の報告を受けずに出国したであらう鳥須弗の携えた表文もまた、違例無礼のものであつたので、朝廷は、再びきびしく違例無礼をとがめて、入観を拒止し、能登から直ちに帰国するようとに厳命し、

但表函違例者。非<sub>二</sub>使等之過<sub>一</sub>也。涉<sub>二</sub>海遠來。事須<sub>二</sub>憐矜<sub>一</sub>。仍賜<sub>二</sub>祿并路糧<sub>一</sub>放還。又渤海使取<sub>二</sub>此道<sub>一</sub>來朝者。承前禁斷。自今以後。宜<sub>二</sub>依<sub>一</sub>旧例<sub>二</sub>從<sub>一</sub>筑紫道<sub>二</sub>來朝<sub>一</sub>。

と命じた。表文・方物の奉獻を許されず、来貢の目的を果たすことはできなかつたが、祿并びに路糧の賜与を得て帰国したのである。この一行も、靈仙・行賀両入唐僧に便乗を必ずしも拒まなかつたのではないか。日唐両国の交渉を考える時、渤海國の果たした仲介

的、あるいは中継的役割を忘れてはならない。

一例を、淳仁天皇の天平宝字二年（七五八）九月十八日、渤海から帰国した遣渤海大使小野田守等の一行に伴われて、越前（敦賀か）に来着した、入朝第四次の渤海大使楊承慶等の一行にとって、その動静を、『続日本紀』にたどつてみると、

十月廿八日、大使從五位下小野田守に從五位上、副使正六位下高橋老麻呂に從五位下を授け、その他一行の者にもそれぞれ叙位がなされた。

十一月十日、小野田守から、唐國の状勢をつぶさに奏上した。

天宝十四載歲次乙未十一月九日。御史大夫兼范陽節度使安祿山反。挙<sub>二</sub>兵作<sub>一</sub>亂。自称<sub>二</sub>大燕聖武皇帝<sub>一</sub>。改<sub>二</sub>范陽<sub>一</sub>作<sub>二</sub>靈武郡<sub>一</sub>。其宅為<sub>二</sub>潛龍宮<sub>一</sub>。年號<sub>二</sub>聖武<sub>一</sub>。留<sub>二</sub>其子安卿緒<sub>一</sub>。知<sub>二</sub>范陽郡<sub>一</sub>事。自將<sub>二</sub>精兵廿余萬騎<sub>一</sub>。啓行南往。十一月。直入<sub>二</sub>洛陽<sub>一</sub>。署<sub>二</sub>置百官<sub>一</sub>。天子遣<sub>二</sub>安西節度使哥舒翰<sub>一</sub>。將<sub>二</sub>卅萬衆<sub>一</sub>。守<sub>二</sub>潼津關<sub>一</sub>。使<sub>二</sub>大將軍封常清<sub>一</sub>。將<sub>二</sub>十五萬衆<sub>一</sub>。別囬<sub>二</sub>洛陽<sub>一</sub>。天寶十五載。祿山遣<sub>二</sub>將軍孫孝哲等<sub>一</sub>帥<sub>二</sub>二萬騎<sub>一</sub>攻<sub>二</sub>潼津關<sub>一</sub>。哥舒翰壞<sub>二</sub>潼津岸<sub>一</sub>。以墜<sub>二</sub>黃河<sub>一</sub>。絕<sub>二</sub>其通路而還。孝哲鑿<sub>二</sub>山開<sub>一</sub>路。引<sub>二</sub>兵入<sub>二</sub>于新豐<sub>一</sub>。六月六日。天子遜<sub>二</sub>于劍南<sub>一</sub>。七月甲子。皇太子璵即<sub>二</sub>皇帝位于靈武郡都督府<sub>一</sub>。改<sub>二</sub>元為<sub>一</sub>至德<sub>二</sub>。元載己卯。天子至<sub>二</sub>于益州<sub>一</sub>。平盧留後事徐歸道。遣<sub>二</sub>果毅都尉行柳城縣兼四府經略判官張元潤<sub>一</sub>。來聘<sub>二</sub>渤海<sub>一</sub>。且徵<sub>二</sub>兵馬<sub>一</sub>。曰。今載十月。當<sub>二</sub>擊<sub>一</sub>祿山<sub>二</sub>。王漁<sub>二</sub>發<sub>一</sub>騎四萬<sub>二</sub>。來援平<sub>一</sub>賊<sub>二</sub>。渤海疑<sub>二</sub>其有<sub>一</sub>異心<sub>二</sub>。且留未<sub>一</sub>歸<sub>二</sub>。十二月丙午。徐歸道果鳩<sub>二</sub>劉正臣于北平<sub>一</sub>。

潛通<sub>二</sub>祿山<sub>一</sub>。幽州節度使史思明謀<sub>二</sub>擊<sub>一</sub>天子<sub>二</sub>。安東都護王玄志仍

知其謀。帥精兵六千余人。打破柳城。斬徐歸道。自称權知平盧節度。進鎮北平。至德三載四月。王玄志遣將軍王進義。來聘渤海。且通國故曰。天子歸于西京。迎太上天皇于蜀。居于別宮。滅賊徒。故遣下臣來告命矣。渤海王為其事難。信。且留進義遣使詳問。行人未至。事未可知。其唐王賜渤海國王勅書一卷。亦副狀進。

掲出が長すぎたが、田守の報告が、いかに委曲を尽したものであつたかを示したかったのである。恐らく写しであろうが、渤海国に与えた唐皇帝の勅書一巻まで添えられてあつた。報告の信憑性を裏づけるための機密の貴重文書であつたのだろうが、唐に関する確度の高い、これだけの情報と最高の国家文書をも手に入れることができたのは、上國の大使として渤海国王に対することなしには不可能だつたのではないか。報告が極めて厳粛に行なわれたことから考えて、田守大使の渤海国への発遣の目的は、唐国の現情の正確な把握にあつたのではないか。当時唐には、光明皇太后の甥に当たる遣唐大使藤原清河が入唐したまま帰還せず、先の留学生阿倍仲麻呂その他在留の学生・僧侶も少なくなかつたから、擾乱の風聞伝わる唐国内の情勢には、わが朝廷も、深い関心があつたにちがいない。

右の奏上あるや、朝廷は、太宰府に勅書を下して、反将安禄山の來寇に万善の驚戒を期し、逐一報告せよと命じた。

於是勅太宰府曰。安祿山者。是狂胡狡堅也。違天起逆。事必不利。疑是不能計。還更掠於海東。古人曰。蜂蟲猶毒。何況人乎。其府帥船王。及大武吉備朝臣真備。俱是碩學。名顯當代。簡在朕心。委以重任。宜知此狀。預設奇謀。縱使

不來、儲備無悔。其所謀上策。及応備雜事、一一具錄報來。

十二月廿四日、楊承慶等入京して客館に入り、

年明けて天平宝字三年（七五九）一月一日、淳仁天皇大極殿に出御されて、文武百官及び渤海国使楊承慶等の朝賀を受けられ、一月三日、天皇出御されて、楊承慶方物を奉獻し、渤海国王の次のごとき王言を奏上した。

奏曰。高麗國王大欽茂言。承聞在於日本。照臨八方。聖明皇帝。登遐天宮。攀号感慕。不能默止。是以差輔國將軍楊承慶帰德將軍楊泰師等。令賚表文并常貢物入朝。

これに対して、天皇から次のごとき詔が下された。

高麗國王遙聞先朝登遐天宮不能默止。使ニヤ楊承慶等來慰。聞之感痛。永慕益深。但歲月既改。海內從吉。故不以其礼相待也。又不忘旧心。遣使來貢。勤誠之至。深有嘉尚。

これによつて見ると、楊大使等の来朝は、聖武天皇の崩御に対する弔問使としての任務を帯びたものであり、大使小野田守の渤海国への発遣の任務も、聖武天皇の崩御を伝えることにあり、兼ねて、唐国情勢の掌握にあつたと考えられる。

一月十八日、天皇出御して、大使楊承慶に正三位、副使楊泰師に従三位、以下各員に位階が授けられ、國王及び大使以下に賜祿があり、朝堂において饗宴を賜い、女樂を奏し、内廷においては、内教坊の踏歌を奏して歎を尽さしめた。

一月十九日、大射の儀があり、渤海国使にも射さしめた。

一月廿七日、当時第一の權臣大保藤原惠美押勝は、田村第に大使等を招き、当時の文人をも集めて送別の詩宴を張つた。副使楊泰師

常。遣書指不<sub>多く及</sub>。

は渤海國屈指の詩人で、この饗宴での作品一首が、『経国集』に、名を楊秦師と誤って収められている。この詩宴が、後に、來貢ある毎に、鴻臚館において日渤海國文人交歓の詩会が恒例となる先駆となした。

この日、勅によつて、内裏の女樂（舞女の奏する楽曲の意でなく舞女そのもの）及び綿一万屯が下賜された。『新唐書』渤海伝に、この時の渤海王欽茂王から、日本の舞女廿一名を獻じた記事が見えるが、この時の女樂か。ちなみに、淳仁天皇（大炊王）は、惠美押勝が、時の皇太子道祖王を廢し、おのが長男の寡婦を娶せておのが邸内に住まわせていた大炊王を皇太子とし、ついで擁立して位に即けた天皇で、後に押勝の伏誅とともに廢されて、淡路に遷され、淡路の廢帝と呼ぶ。

一月三十日、正六位上高元度に外從五位下を授け、迎入唐大使に任せられる。

二月一日、天皇から渤海國王へ、次のうとき、璽書の下賜があつた。

敬問<sub>二</sub>高麗國王。使楊承慶等遠涉<sub>三</sub>滄海。來弔<sub>二</sub>國憂。誠表<sub>二</sub>懇懃<sub>一</sub>。深增<sub>二</sub>酷痛<sub>一</sub>。但隨<sub>レ</sub>時變<sub>レ</sub>禮。聖哲通規。從<sub>レ</sub>吉履<sub>レ</sub>新。更無<sub>二</sub>余事<sub>一</sub>。兼復所<sub>レ</sub>貽信物。依<sub>レ</sub>數領<sub>レ</sub>之。即因<sub>二</sub>還使<sub>一</sub>。相<sub>レ</sub>酬土毛<sub>一</sub>。絹冊四。美濃締卅匹。糸二百絹。綿三百屯。殊嘉<sub>二</sub>爾忠<sub>一</sub>。更加<sub>レ</sub>優。賜<sub>二</sub>綿四匹。兩面<sub>一</sub>匹。纈羅四匹。白羅十四。彩帛卅匹。白綿一百帖。物雖<sub>二</sub>輕渺<sub>一</sub>。寄<sub>レ</sub>思良深。至宜<sub>二</sub>並納<sub>一</sub>。國使附來。無<sub>二</sub>船駕去<sub>一</sub>。仍差<sub>レ</sub>單使送<sub>レ</sub>還本蕃。便從<sub>二</sub>彼鄉<sub>一</sub>達<sub>レ</sub>於大唐。欲<sub>レ</sub>迎前年入唐大使藤原朝臣河清<sub>一</sub>。宜<sub>二</sub>知相資<sub>一</sub>。余寒未<sub>レ</sub>退。想王如<sub>レ</sub>たとき、「聞く、日本國に賢君ありと、今使者を見るに、趨揖自ら

先ず、先帝の崩御に対する慇懃な弔意に兼ねて貽るところの信物を領納した。これに対して絹冊匹をはじめとする常例の賜物に加えて、△殊に爾が忠を嘉して△綿四匹ほかの品々を優賜するとし、次に△迎入唐使（高元慶）を任命して、一行を送らせ、さらに、前年入唐して未だ帰国しない藤原清河を迎えるため、大唐國へ向かわせる。この事をよく承知の上、相資くべし。余寒去りがたき折から、王の恙無きを祈る△という意味の語で結ばれている。

同じころ、清河の兄參議藤原真楯も、餞宴を催して歛送し、楊承慶からいたく称歎された（『続日本紀』卷廿、天平神護二年三月丁卯）。愛弟清河を迎えるための使節の入唐に、助力を請うたものと察せられる。

藤原清河は、孝謙天皇天平勝宝四年（七五二）入唐し、一旦阿倍仲麻呂と共に、玄宗皇帝の命を受けた鴻臚卿蔣梶琬に送られて帰国の一途についたが、難破し、九死に一生を得て長安へ帰り、名を河清と改めて唐朝に仕えて官秘書監に昇り、ついに帰国しなかつた正四位下遣唐大使藤原清河のことである。光明皇后の甥、孝謙上皇や押勝のいとこに当たる。『万葉集』卷十九に、光明皇后が、藤原氏の氏神春日神社に入唐の平安を祈願されたとき、清河に賜うた御歌一首、難波に勅使を遣わして、出帆を前にした清河等に酒肴を賜うたときの孝謙天皇御製の長歌、反歌各一首のほか、押勝の歌一首、清河の歌二首が見える。

清河は、詩藻豊かな人材であったが、入唐して玄宗皇帝に謁見したとき、「聞く、日本國に賢君ありと、今使者を見るに、趨揖自ら

異り、礼義國の称虚しからず」とその人物を称揚し、画工をしてその風貌を画かしめて府庫に藏し、帰国に当たっては、五律の送別の御製を賜つたという。

この遣唐使藤原清河の帰国を促すに当たつても、渤海國の誠意ある力強い強力を得なければならなかつたのである。

帰国する渤海大使楊承慶を送つて渤海の国都に着いた迎入唐使高元度は、それより渤海國の賀正使楊方慶等に随つて唐へ赴いた。『続日本紀』卷第廿三、淳仁天皇天平宝字五年（七六一）八月甲子（十一日）、高元度が唐土より大宰府へ帰着したことを記録した条に、その後の経過を知ることがでざる。

甲子、迎<sub>ニ</sub>藤原河清<sub>一</sub>使高元度等至<sub>レ</sub>自<sub>ニ</sub>唐國<sub>一</sub>。初元度奉<sub>レ</sub>使之日。取<sub>ニ</sub>渤海道<sub>一</sub>。隨<sub>ニ</sub>賀正使楊方慶等<sub>一</sub>。往<sub>ニ</sub>於唐國<sub>一</sub>。事畢欲<sub>レ</sub>帰<sub>レ</sub>。兵仗様<sub>ニ</sub>甲冑<sub>一</sub>具。伐刀一口。槍一竿。矢二隻。分<sub>ニ</sub>付<sub>レ</sub>元度。又有<sub>ニ</sub>内使<sub>一</sub>。宣<sub>ニ</sub>勅曰。特進秘書監藤原河清。今依<sub>ニ</sub>使奏<sub>一</sub>。欲<sub>レ</sub>遣<sub>ニ</sub>帰<sub>レ</sub>朝<sub>一</sub>。唯恐殘賊未<sub>レ</sub>平<sub>一</sub>。道路多<sub>レ</sub>難<sub>一</sub>。元度宜<sub>ニ</sub>取<sub>ニ</sub>南路<sub>一</sub>先帰復命<sub>ニ</sub>。即令<sub>ニ</sub>中謁者謝時和<sub>一</sub>押<sub>ニ</sub>領元度等<sub>一</sub>向<sub>ニ</sub>蘇州<sub>一</sub>。与<sub>ニ</sub>刺史李帖<sub>ニ</sub>平章<sub>一</sub>。造船一隻<sub>ニ</sub>長八丈<sub>一</sub>。并差<sub>ニ</sub>押水手官越州浦陽府折衝賞紫金魚袋沈惟岳等九人水手<sub>一</sub>。越州浦陽府別將賜綠陸張什等卅人<sub>ニ</sub>送<sub>ニ</sub>元度等<sub>一</sub>。帰<sub>ニ</sub>朝於大宰府<sub>ニ</sub>安置<sub>一</sub>。

ここでは、高元度を唐へ導いた賀正使を楊方慶としているが、あるいは「方」は「承」の誤りで、上國の付囁を重しとして、同行のなじみの人物をして、高元度を唐へ送らせたものと考えたい。

右の『続日本紀』の記事によると、高元度の奏上によつて、玄宗皇帝は藤原清河の帰国を許したが、安禄山の残賊なお平らがず道中

不安であるから、南路を取つて先に帰国して復命するようにとの内勅を下し、中謁者の官に在る謝時和ほかの有司に命じて乗船を建造し、護衛を付して太宰府へ送らせたとある。

なお、高元度の一行は、はじめ九十九人であつたが、前途の不安を慮つて、高元度等十一人だけが唐へ向かい、その余の人員は、判官内蔵忌寸全成が率いて帰国した。全成等の帰国に当たつては、渤海國は、中台省の牒を携えた入朝第五次の渤海國使高南申を付して送らせた。途中風に遭つて対馬に漂着、次いで太宰府を経て、天平宝字三年（七五九）十二月廿四日入京した。

高南申大使は、中台省の牒状を携えるのみで、恒例の国王の表文は携えなかつたが、朝廷は敢えてとがめず、元日の拝賀を許し、大使に正三位、副使高興福に正四位、以下各員に位階を授け、饗宴を賜い、賜物を授けて勞をねぎらい、帰国に当たつては、陽侯史玲璆等を送使として送らしめられた。

『続日本紀』卷二十一、淳仁天皇の天平宝字四年（七六〇）正月五日（五日）の条に、

丁卯帝臨<sub>レ</sub>軒。渤海國使高南申等貢<sub>ニ</sub>方物<sub>一</sub>。奏曰。國王大欽茂言為<sub>レ</sub>獻<sub>ニ</sub>日本朝遣唐大使特進兼秘書監藤原朝臣河清上表并恒貢物<sub>一</sub>。差<sub>ニ</sub>輔國大將軍高南申等<sub>一</sub>。充<sub>ニ</sub>使入朝

天皇出御、高大使、方物を献じた後、遣唐大使藤原清河の表文と恒の貢物を献るために使を遣わした旨の王言を奏上した。これに対して天皇は、

詔曰。遣唐大使藤原河清久不<sub>ニ</sub>來<sub>レ</sub>帰<sub>一</sub>。所<sub>ニ</sub>鬱念<sub>ニ</sub>也。而高麗王差<sub>ニ</sub>南申<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>賚<sub>ニ</sub>河清表文<sub>ニ</sub>入朝<sub>一</sub>。王之欵誠<sub>ニ</sub>。實有<sub>ニ</sub>嘉焉。

清河久しく来帰せず、おも欵しく念ひしところであつたが、高麗王南申を差わして河清の表文を費おもたしめて入朝せしめた。王の歎誠、實に嘉すべきものがあるとの詔を下された。

高元度の入唐に先立つて、渤海国は、清河の母國の朝廷への表文を手に入れ、いまそれの伝達を果たしたようだ。清河は結局帰国せず、唐国代宗の大曆十三年、わが國光仁天皇宝亀九年(七七八)、七十三歳をもつて、異郷に没した。わが朝廷では、清河離國のまま、文部卿に任じ、正四位に進め、常陸守に任じ、從三位に進めて帰国を促がされたが、ついに帰らなかつた。死の翌年には從二位を賜わり、承和年間には、更に從一位を追贈された。唐朝も潞州大都督を追贈して生存中の功に酬いた。

清河自身もさぞや望郷の懷い抑えがたきものがあつたであろうが、光明皇太后や孝謙女帝が、異郷に在る有能な身近い縁者清河の身を案ぜられたお氣もちにも切なるものがあつたのではないか。

この間に在つて、渤海国が、このことのため、再三にわたつて使節を彼我の間に往来せしめた勞は多とすべきである。やがて新羅が強大となり、また渤海国も衰亡するが、それに到るある期間、渤海に道を借りる入唐路こそ、最も安全なコースであった。渤海国は、日本へは利ある上國として頻繁な朝貢を願い、唐国へは、宗主国としてしきりに国使を差遣した。

靈仙・行賀両入唐僧が、入唐に路を渤海に借りたことは、疑う余地が無い。

なお靈仙が、興福寺に止住していた僧であつたであろうといふことは、上述のように、靈仙が、興福寺の学匠慈蘊の著作で、順次興

福寺の僧によつて伝写された『法相髓脳』を托されたこと、入唐の際、興福寺の僧で、後に興福寺の別当ともなつた行賀と同行したことからも、十分推測することができるが、靈仙が、いまも法相宗の大本山である興福寺に於いて、法相学を学んだ学僧であつたことを物語る資料が発見された。

すなわち、大正四年三月、今津洪巖氏が、源信(九四一—一〇〇七)の『一乘要決』卷下廿四紙に、

云何。心地觀經第四卷。仏說言。因三善根及信等。增上無漏法爾種子。能起無漏三昧神通。答。彼經筆受靈仙法師。本住当朝興福寺。習學法相宗。乘彼本習。潤色經文。自謂無謬。如青謂黃。若彼梵文正如此者。天竺諸師何言。無文証。護法論師。何不引之。或復真如所緣々種子名為法爾。

と見え、靈仙が、興福寺に於いて法相宗を学んだ僧であつたことは明らかであると指摘し、併せて源信は、靈仙が所学の先入観にとらわれて『大乗本生心地觀經』の漢訳必ずしも原文に忠実ではなかつたとの批判を加えていることをも紹介された。(注7)

因みに、源信は、横川の惠心院に止住して惠心僧都と呼ばれ、その主著『往生要集』(三巻または六巻)は、わが國淨土教史上画期的な著作で、淨土教弘布の大きい原動力となつたことはいうまでもない。『一乘要訣』(三巻)は、一切衆生の悉皆成仏を説いた書。

#### 四、醴泉寺訳場筆授並に訳語

大正二年(一九一三)夏、日本仏教史上画期的な発見があつたことは、古社寺の宝物調査のため、内務省宗教局の命を受けて、滋賀県大津

市、奈良朝天平勝宝年間、良弁によつて開創された古刹石山寺の經蔵を調査中の荻野仲三郎氏によつて、『大乗本生心地觀經』の古写の断巻が発見され、その巻第一末の奥書に、その經典の翻訳に当たつた訳場の列位が漏れなく列記され、その中の、しかも中心的訳僧として、三藏の称号を許されたと推測される、日本国沙門靈仙の名が見えたのである。

仏教渡漢以来千八百余年、翻訳された漢訳仏典大約六千余巻、三藏の称号を許された僧二百余名中、日本僧はこの僧唯一人、空前の例である。<sup>(注8)</sup>

『大乗本生心地觀經』(八巻)は、その巻一報恩品に、父母の恩、衆生の恩、国王の恩、三宝の恩の四恩を極説して、仏教徒の遵守すべき倫理観の基本を示した重要な經典とされているが、その多くは訳僧を全然欠くか、挙げても、般若三藏の名のみである。しかるに石山寺に伝えるこの古写經は、般若三藏以下訳場列位の僧俗剰ざず、列挙しているのは、稀有の例と聞いている。

### 大乘本生心地觀經卷第一 (奥書)

元和五年七月三日内出梵夾其月廿七日奉詔於長安醴泉寺至六年三月八日翻訳進上

罽賓國三藏賜紫沙門 般若 宣梵文

醴泉寺日本國沙門 靈仙 筆授並訳語

經行寺沙門 令蕃 潤文

醴泉寺沙門 少諲 回文

濟法寺沙門

藏英 潤文

福壽寺沙門

烜濟 回文

惣持寺沙門

大弁 証義

都勾當訳經押衙散兵馬使兼正將朝議郎前行隨州可功參軍上柱國賜緋魚袋臣李霸

給事中郎守右補闕雲騎尉襲徐國公臣簫俛奉 勅詳定

銀青光祿大夫行尚書工部侍郎充 皇太子及諸王侍讀長洲縣開國男臣歸登奉 勅詳定

朝請太夫守給事中充集賢殿 御書院學士判院事臣劉伯芻奉 勅詳定

朝議郎守諫議大夫知驥使上柱國賜緋魚袋臣孟簡奉 勅詳定

右神策軍護軍中尉兼右街功德使扈從特進行右武衛大將軍知內侍省上柱國公食邑三千戶第五從直

右の奥書によつて、この經典が翻訳された情況がつぶさにわかる。時は、唐朝憲宗皇帝の元和五年(八一〇)、わが嵯峨天皇即位の翌年弘仁元年に当たることで、勅によつて長安醴泉寺に設けられた訳場に於いて、インドより渡来していた高僧般若三藏主宰のもとに僧侶八人、文官八人によつて行われた。訳場に当てられ、また靈仙の止住していた醴泉寺は、長安城の醴泉坊の街の西方の北部に在つたという。ここはもと隋の文帝が醴泉監を置き、ここに湧出する甘美な泉水を掬み上げて宮廷の厨房用に用いていたが、開皇十二年(五九二、わが推古天皇元年)、監を廃して、この寺を建てたも

のと伝える。

同年七月三日、翻訳すべき梵夾（貝葉に記された梵経）が、帝室の秘庫から出され、その月廿七日から作業を開始し、翌六年三月八日完成して皇帝へ進上された。

この梵夾については、この訳経巻首に冠せられた憲宗の御製の序に

（上略）大乘本心地觀經者。釈迦如來於耆闍崛山、與文殊師利。弥勒等諸大菩薩之所說也。其梵夾。我烈祖高宗之代。師子國王之所獻也。宝之曆年

秘予中禁。（下略）

とあるによつて、その梵夾は、

唐朝三代高宗皇帝（在位六四九—六八三）の時、師子國（セイロン）より奉獻され、以來宮中の秘庫に宝として秘藏されたものであることがわかる。伝来以来、約百三十年にして、初めて漢訳されたのであつた。

般若三藏は罽賓すなわちカシミールの人で、初め國に在つて小乗を学んだが、二十三歳の時、中天竺の蘭陥寺に入つて大乘瑜伽中辺等を学んだ後、渡唐波の難に遭つて、身一つ（『真元釈教錄』卷十七に「所持資財梵夾經論、遭此厄難不知所之」）、

經聚英』より

德宗の建中二年（七八一、わが

桓武天皇即位の天応元年（730年）広州に漂着した。

それより五年後の貞元二年(七八六)、入唐して従兄羅好心に会

後の

駅を発した。時に五十七歳、入唐以来九年目のことであつた。二年

同十年三月出発、秋の初めのころ、五臺山を巡礼した。

が許されなかつた。

が許されなかつた。  
同四年（七八八）、『仏説大華嚴長者問仏那羅延力經』を翻訳

同四年（七八八）、『仏説大華嚴長者問仏那羅延力經』を翻訳した。これは、ただ紙一枚ばかりのものであった。

同じ年、勅を奉じて、四月十九日より十一月十五日の間、再び『六波羅密經』（十巻）を翻訳した。光宅寺の沙門利言が訳語に当たった。

同五年二月四日、『六波羅密經』中の「真言契印法門」を訳し、唐梵相対し畢つた。

同六年、一般若心經を訳し畢り、八月十一日、智柔によつて上進された。この年七月廿五日、三藏の名号と紫の袈裟を勅賜された。同じ年の七月十五

日、北天竺へ傾いすへき命を受

右祐都勣當大德莊嚴寺沙門一微 詳二  
都勣圓寂於大德莊嚴寺沙門一微 詳三  
給事郎右祐都勣雲游耐庵徐因公目簡俊奉勑請之  
題詩是極矣高僧王家行願毛氏之子也其子也其子也其子也  
知客僧人也其子也其子也其子也其子也其子也其子也其子也  
其子也其子也其子也其子也其子也其子也其子也其子也其子也

同十一年四月、上都に帰還。

同十二年、勅を奉じて、六月四日より、前年十一月十八日、南天竺鳥茶国より奉獻した梵經両夾のうち『四十華嚴經』を訳し始め、天官寺の沙門広濟が訳語に当たる。

同十四年一月廿四日、『華嚴經』（四十卷）訳し畢つて進上した。同十九年、牟尼室利三藏と共に、『守護國界主陀羅尼經』（十卷）を翻訳した。沙門智真が訳語に当たつた。（般若三藏の行歴について、妻木直良氏整理の略年譜による）<sup>(注9)</sup>

元和元年（八〇六、前年憲宗即位、わが国延暦廿五年に当たり、三月十七日桓武天皇崩御、平城天皇即位して大同と改元）、日本僧空海に、訳するところの經典四部六十一卷及び梵經三口を受けた。空海は、この年八月帰朝。空海が、梵語をこの般若三藏に学んだということは、よく知られている。

私の今の課題、靈仙以下の僧俗と共に『大乘本生心地觀經』の翻訳に従事したのは、右より五年後の元和五年から六年にかけてのことであった。完訳奉獻の時、般若三藏は、私の今七十八歳、入唐三十一年目に当たる。中國の訳經史上最盛を極めた唐朝の訳業も、ようやく衰微した末期をわずかに飾った印度渡來の高僧といわれている。

円仁の『入唐求法巡礼行記』に、五臺山の唐僧たちが、しばしば「靈仙三藏」と呼んで追慕しているが、靈仙が、經、律、論の三藏に通曉した學德高き高僧に与えられる三藏の称号を受けるにふさわしい稀有の人物であったことは、この訳場における中心的學僧であったことで十分に察することができる。訳經の盛んに行なわれた中國の訳經史において、靈宗のこの時代は、もつとも不振な末期の時代で、梵・漢兩語に通ずる適任者の払底した時代だったといふ。

そういう時代にあって、靈仙は、その重責を果たしたのであつた。唐朝の訳場に参加した唯一人の日本僧であり、日本仏徒のために万丈の氣を吐いた人物ということができる。

最澄・空海が、新宗派を開創し、また多数の著述を遺したため

えし、大弁が証義（梵漢の意義の相應を検討）し、一微らが最終的に詳定（推敲）を重ねて、諷經するに足る洗練された經典としての完成に腐心したものと察せられる。訳經上の役割を記さない文官は、訳場の管理運営の事務に当たつたものと考えられる。

に、その名声万世に大きく輝いているのに対し、同じ時代ながら靈仙三藏の名は、日唐両国の文献に見えることも乏しく、知る人も少ないが、その秘められたる高い学徳を忘れてはならない。

靈仙三藏の入唐を、延暦二十三年（八〇四）とすれば、訳経の時は、在唐六年余のことであり、宝亀四年（七七三）入唐とすれば、すでに在唐三十七年余のことである。いずれにしても、かくのことく訳場の中心人物たり得たことは、刻苦精励して、梵・漢両語に精通した、当代屈指の学僧であることが、唐の朝廷によって、高く評価されていたのである。

なお、大正四年三月、今津洪嶽氏は、石山寺以外のところで、石山本と同様訳場の列位を剥さず録した古写の『大乗本生心地観経』を見た先人のあつたことを報告された。<sup>(注10)</sup>

その一人瓊林院漢興祖芳は、その著『樹下堂漫記』第十五に、元禄戊寅（十一年、一六九八）の仲秋、紀綱寮において某親王所蔵と見られる古写の同經を見たと伝え、いま一人の、幕末から明治にかけての考証学者栗原柳庵（信充。一七九四—一八七〇）も、その著『高山寺古写本題跋備考』に、高山寺にも同様の奥書ある古写経を所蔵していると伝えている由、紹介された。

## 五、天長二年の後半より翌三年の間五臺山に示寂

靈仙三藏は、長安醴泉寺に在って訳経に従事した後も、しばらくは長安に在ったが、その後聖地五臺山に入り、その地に示寂した。靈仙三藏を伝える資料はきわめて乏しい中につけて、円仁（慈覚大師、七九四—八六四）の『入唐求法巡礼行記』（四巻）のうち、

五臺山拝登を記録した条に、四たび、在りし日の靈仙三藏の動静を伝える生々しい記述を遺しているのは、せめてもの救いであった。

『入唐求法巡礼行記』は、入唐八家の一人、後に延暦寺第三世の座主に就いた円仁の壯年時代前後十年に及ぶ在唐旅行記である。

仁明天皇の承和二年（八三五）入唐の詔を拝し、同五年齢四十五歳の六月十三日、遣唐大使藤原常嗣に随つて博太（多）を出港した日から筆を起こし、大陸着岸まぎわの海難、揚州での求法、天台山拝登の不許可、海州付近における留唐計画の挫折、山東半島赤山止住、五臺山求法巡礼行、六か年の長安における求法、その果てに、天下の仏僧は悉く還俗せしめられ、凍餓の苦に泣いた武宗皇帝による会昌破仏（五年、八四五、八月、仏寺四万余を毀ち、僧尼二十六万を還俗せしめる）の大法難を受けて命からがら故国に向かい、承和十四年（八四七）十一月十七日、博太（多）に帰着して、入京を待つ間のその年十二月十四日に到つて筆を擱いている。

その記録は、仏教を中心に、唐国の内政・外交・習俗・典礼・歴史・地理・経済・社会に関する事項から、遣唐使一行や留学僧や在留新羅人の動静、五臺山の実況や会昌破仏の実情に至るまで、広い範囲にわたる諸問題に鋭い眼光を注ぎ、忍耐強く、しかも温く、克明をきわめており、大唐国の歴史や日唐交渉史の欠を補う貴重な史料として高く評価されている。

元駐日米大使E・O・ライシャワー博士は、永年この日記に深い関心を抱いて、研究を続けておられたが、その成果を一九五五年、二冊の著書にまとめてニューヨークのロナルドプレス社から同時に出版された。その一は、Ennin's Diary—The Record of a Pilg.

rimage to China in Search of the Law である、その上は、Emm's Travels in Táng China である。前者は、日記の全文の英訳であり、後者は、その研究であるが、『円仁唐代中国への旅』と題して、田村完誓氏による邦訳が出版されている。

ラ博士は、後者の「第一章円仁の日記」の冒頭で、この日記とマルコ・ポーロの『東方見聞録』とを比較して、

「遠い昔、そして遠い場所に実際に足跡を残した觀察眼の鋭い旅人のお伴をして、我々の想像をめぐらすこと程楽しいものはない。我々の想像の中では、歴史のかなたに忘れ去られてしまつた無味乾燥な年代記から、再び生命のいぶきに満ちた光景や人々の声をまじまじと実感すること程、心躍る想いに駆られることはなかろう。

蒙古が征服していた頃の中国を訪れたヴェニスの商人、マルコ・ポーロの道案内は長い間、我々を楽しませてくれた。今や我々は更に遡った時代の偉大な文化の光輝に包まれた中国への信頼できる道案内として、慈覚大師という謫で一部の人々に知られている日本僧、円仁を見出すことができよう。

マルコ・ポーロが貿易の宝庫を探し求めて、はるか東、中国くの有名な大陸横断の旅路を敢行した時よりも、四世紀も前、円仁は新しい仏教の福音と彼の信仰における悟りを深めるために危険な荒波を西へ中国に渡つたのであった。自らの宗教的目的を追求しながら九年間以上も中国の各地を旅行し、彼はこれらの大半の期間中、驚くべき詳細な、かつ浮き彫りにしたような正確な日記を残すことができた。そしてその後、長い間ヨーロッパを震駭

させたイタリアの商人の東方の旅の見聞録が、あいまいな一般的描写や時として譲った印象を語っているのに較べると、この日記は著しい対照をしているのである。」（田村氏訳）  
とされた。私も、偉大なる仏徒靈仙三藏のお姿をこの日記の中に探し求めているうちに、この日記が、求道に燃えた、意志とともに、肉体も強健だったにちがいない、偉大な仏徒の、比類を見ない血肉の記録であるという、大きい感動を抑えることができなかつた。靈仙三藏といい、慈覚大師といい、なんというえらいお坊さんがおられたものとの感をつくづくと深くした。

この日記のうち、卷二及び卷三、五臺山巡礼の条に、靈仙三藏に関する記事が、四か所見える。

その一は、卷二、開成五年（八四〇、仁明天皇承和七年）四月廿八日、五臺山の平谷に入り、停点普通院に到つた際の事。以下本文は、『大日本佛教全書』本に拠つたが、この日四月廿八日から五月五日に至る記事は、卷三の冒頭に重出しておらず、記述に具略の差がある。傍線の部分は、全書の編者が、その異同を示したもの。

廿八日。入平谷。西行廿里。巳時。到停点普通院。未入院中。向西北。望見中臺。伏地礼拝。此即文殊師利境地。五頂之円高。不見樹木。狀如覆銅盆。遙望之会。不覺流淚。樹木異花不同別處。奇境有疑字特深。此即清涼山金色世界。文殊師利現在利化。便入停点普通院。礼拜文殊師利井像。因見西亭壁上題云。日本国内供奉翻經大德靈仙。元和十五年九月十五日。到此蘭若云々。院中僧等見日本國僧來。奇異以壁上之

題。故記著之。午時食堂裏斎。斎後見有數十僧遊南臺去。暮際雷鳴雨下。自廿三日申時入山。至于今日。入山谷行。都經六日。未尽山源。得到五臺。自去二月十九日。離赤山院。直至此間。行二千三百余里。除却虛日。在路行正得卅四日也。慚愧。在路並無病累。

五臺山は、中国山西省の北東部に横たわる五臺山脈の主峰で、山頂に東から東台・北台・中台・西台・南台の五峰がそびえ、頂上が平らな台地をなしているので、その名がある。中においても、北台最も高く、標高三千余米。五世紀のころから、『華嚴經』に見える今も文殊菩薩が一万の眷属とともに常に在って説法をしておわす清涼山こそこの地と信ぜられ、普賢菩薩の聖地峨眉山、觀音菩薩の聖地補陀落山とともに、中国仏教の三大聖地の随一の地として信仰され、中国国内はもとより、遠く印度や西域・日本・朝鮮等からも巡礼に向かつた。寺院の建立は、北魏の文帝の大孚國靈鷲寺の創建に始まり、北齊の時代には堂宇百十字に及んだという。唐代は五臺信仰の最盛時であった。ちなみに、暑熱に悩む印度においては、北方清涼の地を理想境として憧憬する風があり、五臺山を、その理想の聖なる地清涼山に当てた。

円仁は、公驗下付の手続きに手間どつたが、ようやくにして手にし、二月十九日、山東半島南岸赤山法華院を発して五臺山へ向かつた。慚愧ことに、道中病人も出ず、その困苦の行程二千三百余里、四十四日目、母国を離れる日から、夢にまで見たであらう五臺山の山容を望見することができたのである。

△銅盆を覆せたがごとき中臺を遙かに望んでいる会、覚えず涙があ

流れてきた。樹木は異なり花も別の処のものとはちがう。初めて目にするめずらしい眺めのところが、どこまでも奥深く見渡された。これこそ清涼山の金色世界であり、文殊菩薩が今もここに示現して、衆生利化のため説法しておわすところ。

宿坊停点普通院に入つて文殊菩薩の像を礼拝し、その時西亭の壁上を見ると

日本国内供奉翻經大德靈仙元和十五年九月十五日到此蘭若云々と書かれてあつた。院中の僧たちが、われわれ日本国僧の來たのを見てめずらしがり、壁上の文字をさし示してくれたので、書きとどめた。

というのである。「蘭若」は、静寂にして修行に適する処、寺院の意。

長安醴泉寺において訳經を了えた元和六年（八一）から数えて九年目の元和十五年（八一〇）、嵯峨天皇弘仁二年、靈仙三藏は、五臺山へ入つていた。最晩年の求法の月日をこの聖山に迎えたいとのかねての悲願であったのであろう。これより先、すでに帰国した入唐同行の行賀と、同行していたことがあつたのかもしれない。

内供奉は、宮中の内道場に供奉した、皇帝の祈禱僧で、唐では肅宗の至徳元年（七五六）に始まり、日本でも、光仁天皇の宝龜三年（七七）にこの制が採用されたというが、ここは翻經大德により強く結びつく称号と読んで、唐室の内供奉と解したい。

在唐二十年、經論五千余卷並びに仏像を将来して、聖武天皇、その生母太夫人に寵遇せられ、後には国政にも容喙して指弾を受け、筑紫觀音寺に左遷されてその配所に没した高僧玄昉僧正（一七

四六) も、五臺山へ拝登したと伝えるが、それに次いでこの靈仙三藏の五臺巡礼が古く、しかも早くから、わが朝仏教界に知られており、円融天皇の永觀元年、(九八三) その徒六人とともに入宋し、太宗に謁して『本朝職員令』『年代記』等を獻じて紫衣および法濟大師の勅号を賜い、五臺山その他を巡歷し、帰朝後、朝廷に奏請して、愛宕山を五臺山に模して清涼寺を創建しようとしたが果さず、弟子達によつて嵯峨に清涼寺を創建して、いまそこに奉安する在世中の釈尊の尊像を模刻したもののが、傳える栴檀の釈迦像をはじめ、刻本『大藏經』五千余巻その他を将来した東大寺の裔然(一一〇一六) の入宋に当たつて、延暦寺より中国天台山国清寺に送つた牒状にも、「往者真如出<sub>ニ</sub>潢派<sub>ニ</sub>。而赴<sub>ニ</sub>中天竺<sub>ニ</sub>。靈仙拋<sub>ニ</sub>國家<sub>ニ</sub>。而往<sub>ニ</sub>五臺山<sub>ニ</sub>」と明記し、白河天皇の延久四年(一〇七二)、六十二歳の老軀を押して入宋し、天台山・五臺山巡拝の素願を遂げ、ついで宋都汴京において神宗皇帝に謁し、その翌年雨を祈つて善慧大師の勅号を賜うなど上下の崇敬を受けていたが、老母を故国に残した望郷の思いも空しく、異郷に没した北岩倉大雲寺主成尋阿闍梨(一一一〇八二) も、五臺山並びに大興善寺・青龍寺等の聖跡の巡拝を請願した上表文に

就中天竺道猷登<sub>ニ</sub>石橋<sub>ニ</sub>。而礼<sub>ニ</sub>五百羅漢<sub>ニ</sub>。日域靈仙入<sub>ニ</sub>五臺<sub>ニ</sub>。而見<sub>ニ</sub>一万菩薩<sub>ニ</sub>。<sup>それがし</sup>ム性雖<sub>ニ</sub>頑愚<sub>ニ</sub>。見<sub>ニ</sub>賢欲<sub>ニ</sub>。齊<sub>ニ</sub>と記している(『參天台五臺山記』熙寧五年、一〇七一、わが後三条天皇延久四年六月一日の条)。

その二は、卷三、開成五年五月十七日の条。その前日の十六日、

竹林寺から大華嚴寺に到つて、庫院に落ちつき、食事をすませた後、涅槃院に到つて、長安から来たばかりの法賢座主が、止觀を講ずるのを聴聞した。聴衆の中に、戒行清行、大華嚴寺全山十二院の老宿から首座として敬仰を受けている志遠和上もいた。講終つて、講師・和上・同聴の衆僧を礼拝したところ、和上から温くねぎらわれ、わが師最澄のこと、日本天台宗興隆のことなど尋ねられたので、あらましを答えたところ、和上はじめ大衆大いに歓喜してくれた。喫茶の後、涅槃道場に入つて釈尊入滅の像を拝し、次に般若院に入つて文鑒座主を礼し、兼ねて天台大師の影像を礼拝した。座主は、遠国の僧が、天台の教を求めてやつて來たことを喜んだ。

あくる十七日、延暦寺の未決三十条を志遠和上に呈上して決釈を求めたが、そのことは、すでに天台山においてすんでいるとして、とりあつてもらえなかつた。その夕方、数僧とともに、菩薩堂院に上り、持念和上に会つた。年は七十歳というが、一見四十歳ばかりにも見えた。人々は、年老いて若々しいのは、持念のせいだといつた。堂を開いて大聖文殊菩薩の像を礼拝した。五間の堂に満つる大きいもので、温かく端嚴なその尊容は比類なく、騎乗の獅子も精靈あり、口に潤氣を生じ、いまにも動き出しそうであった。名人仏師が六たび造立を企てて、六たび失敗し、文殊菩薩に祈請して、黄金の獅子に騎つた菩薩が現われ、やがて五色の雲に乗つて天空に飛び去つた尊像をまのあたりにして造立の功成り、成るとともに仏師感涙して「劫々生々常に文殊師利の弟子と為らん」と誓いおわるや、息絶えたという由来あるもので、金山の文殊菩薩像はすべてこれに仿つてゐると聞かされた。次いで、殿堂の北側に出て、臺を望見

したときのこと。

出到<sup>二</sup>殿北<sup>一</sup>。望<sup>三</sup>見北臺東臺<sup>一</sup>。円頃高聳<sup>一</sup>。絕无<sup>二</sup>樹木<sup>一</sup>。短草舍<sup>一</sup>。  
彩<sup>一</sup>遙望<sup>二</sup>觀之<sup>一</sup>。夏中秋色<sup>一</sup>。却到<sup>二</sup>堂前<sup>一</sup>。遙望<sup>二</sup>南臺<sup>一</sup>。亦无<sup>二</sup>樹<sup>一</sup>。

木<sup>一</sup>。臺頂獨秀<sup>一</sup>。與<sup>二</sup>碧天<sup>一</sup>接連<sup>一</sup>。超然出於<sup>二</sup>衆峯之外<sup>一</sup>。西臺隔<sup>二</sup>中臺<sup>一</sup>。望不<sup>一</sup>見也。於<sup>二</sup>卉堂前<sup>一</sup>。臨<sup>一</sup>涯有<sup>二</sup>三間亭子<sup>一</sup>。地上敷<sup>一</sup>板。四面高欄<sup>一</sup>。亭下便是千仞之岸嶮峻<sup>一</sup>。老宿云<sup>一</sup>。昔者日本國靈仙三藏<sup>一</sup>。於<sup>二</sup>此亭子<sup>一</sup>。奉<sup>一</sup>見<sup>二</sup>一万卉<sup>一</sup>。遍禮詣<sup>一</sup>。到<sup>二</sup>閣院<sup>一</sup>。見<sup>二</sup>玄亮座<sup>一</sup>。

靈仙三藏<sup>一</sup>が、その亭子<sup>一</sup>において、一万の文殊菩薩を奉拝したとい  
う奇瑞については、本朝にも伝つてゐたことは、先掲成尋の表文に  
も明らかである。

その三は、開成五年七月一日及び二日の條。△長安へ往く為に行

李をととのえた。長安に往くには、西南に向かつて行くこと一千余  
里と教えられた。昼食前に、志遠老宿はじめ諸大衆にお別れの挨拶  
をした。広初院主が、送別の饗應をしてくれた。食事を終えるとす  
ぐ出発した。院内の大衆は、三門外まで送つてくれ、涙をぬぐい、  
手を執つて別れた。竹林寺の前から西南に向かい、一高嶺を越えて  
金閣寺の宿坊堅固菩薩院に到つて宿泊した。汾州へ帰るため、今日  
華嚴寺から後に続いて來た遍臺供養主僧（地方信者寄進の施物を五  
臺山へ奉納する世話役）も同宿した▽。

院僧茶語云。日本國靈仙三藏。昔住<sup>二</sup>此院<sup>一</sup>二年。其後移向<sup>二</sup>七仏  
教誠院<sup>一</sup>。亡過。彼三藏。自剝<sup>一</sup>手皮長四寸闊三寸<sup>一</sup>。画<sup>二</sup>仏像<sup>一</sup>。造<sup>二</sup>  
金銅塔<sup>一</sup>安置。今見在<sup>二</sup>當寺金閣下<sup>一</sup>。長年供養云々。一日。共<sup>二</sup>義<sup>一</sup>

円供主等及寺中數僧<sup>一</sup>。開<sup>二</sup>金閣<sup>一</sup>。礼<sup>二</sup>大聖文殊卉騎<sup>一</sup>青毛師子<sup>一</sup>。聖  
像<sup>一</sup>。金色顏貌<sup>一</sup>。端嚴不可<sup>一</sup>比喩<sup>一</sup>。又見<sup>二</sup>靈仙聖人手皮仏像及金  
銅塔<sup>一</sup>。

△院僧の茶呑話に、昔、靈仙三藏<sup>一</sup>が、この堅固菩薩院に止住二年  
の後、七仏教誠院に移つた後没した。靈仙三藏<sup>一</sup>は、おのが手の皮を  
長さ四寸、幅三寸剝ぎとつて仏像を描き、金銅の塔を造つて安置し  
た。今現にこの金閣寺の下樓にあり、長年供養していると語つた。  
翌二日義円等とともに、手皮の仏像と金銅の塔を拝観した▽とい  
うのである。手皮の仏像は、もつとも大切なのが身体を仏に供養す  
る捨身供養の信仰からのものと考えられるが、なんという鮮烈な求  
道の捨身であろう。私は、難易の差こそあれ、刻苦抑制無しには信  
仰は成り立たないと信じている者であるが、ただただ頭が下がるば  
かりである。

その四是、右の翌七月三日、右の院僧の茶話で、靈仙三藏<sup>一</sup>が、菩  
薩堂院から移つて、そこで没したと聞かされた七仏教誠院におい  
て、円仁の遇目したことを記録した條。

前日の七月一日、△南臺上において、義円等數十人とともに、文  
殊菩薩の化現を祈つたところ、初夜（午后八時ごろ）になつて臺の  
東方、谷を隔てた嶺上の空中に、聖灯一盞（お盞<sup>一</sup>にともしたお灯明  
一つ）見えたので、一同うちそろつて礼拝した。その灯光は、初め  
鉢ほどの大きさであったのが、だんだん大きく小屋ほどになつた。  
大衆はまごころをこめて、高い声で文殊菩薩の名号を唱えた。する  
と、さらにいま一盞聖灯が現われた。これも初めは笠ほどの大きさ

であったが、だんだんと大きくなつた。二つの聖灯は、相隔たること、遠くから見ると十丈ばかりで、灯光は焰のごとく立ち昇つていて、ま夜中に至ると消えて見えなくなつた。

翌三日、食事をすませた後、頭陀（汾州へ帰る先の義円のこと）等といつしょになつた。頭陀が、「お互に送りあつて、まつすぐに汾州へ向かい、道中互に主人となつて供養し合つたらいいが」といつた。

從臺頂向南。下行十七里許。於谷裏。有一院。屋舍破落無人。名為名團名字恐衍七仏教誠院。院額題云。八地超蘭若。日本僧靈仙會居此處身亡。渤海僧貞素。哭靈仙上人詩。於板上書。釘在壁上写之。如後。

### 哭日本國內供奉大德靈仙和尚詩并序

#### 渤海國僧貞素

起余者謂之應公矣。公仆而習之。隨師至浮桑。小而大之。介立見乎縉林。余亦身期降本作縉物。負笈來宗霸業。元和八年。窮秋之景。逆旅相逢。一言道合。論之以心。素至於周塗。小子非其可乎。居諸未幾。早向鵠原。鵠鵠之至。足痛乃心。此仙大師。是我應公之師父也。妙理先獎示元元。長慶開慶東一年。入室五臺。每以身厭青瘀之器。不將心聽白猿之啼。長慶五年。日本大王遠賜百金。達至長安。小子転領金書。送到鐵懸。仙大師領金訖。將一万粒舍利。新經兩部。造勅五通等。屬附小子。請到日本。答謝國恩。小子便許。一諾之言豈憚万里重波。得遂鍾无外緣。期乎遠大。无池本作元。臨廻之日。又附百金。以大和二年四月七日。却到

大和二年四月十四日書

△臺頂から南に向けて下行十七里ばかり、谷底に、名を七仏教誠院という、屋舍荒れ果てた無人の一院があり、院額に「八地超蘭若」と題してあつた△八地超蘭若の八地は、八入地とも第八地ともい、菩薩の住する十地の一。『華嚴經』十地品に説くところでは、菩薩道を行ずるに当たつて、この第八地において、人法一如の境地に達することのできる理想的な修行の場所。超は、最高、最善の意。蘭若は、静寂な修行の場所、寺院の意。

△靈仙三藏は、かつてこの寺院に止住していく、ここで没した。その弟子渤海僧貞素が、靈仙三藏の示寂を哭する詩を作つて板にしたため、壁に釘づけされていた△それが上掲の詩並びに序である。

### 六、嵯峨帝賞賜百金

右の貞素の序と詩は、私にはきわめて難解であり、語句の解釈にも諸説あつて、その取捨を決しかねるものも少なくない。しかも、靈仙三藏の行歴を伝える上で、きわめて貴重な記述を含んでいるので、いま鈴木學術財団刊小野勝年訳注『入唐求法巡礼行記の研究』、

靈境寺。求訪仙大師。已亡誤或來日久。位立誤或我之血。崩我之痛。便泛四重溟渤。視死若歸。連五同行李。如食之頃者則應公之原交所致焉。吾信始而復終。願靈凡今悉。志字或空留澗水。嗚咽千秋之声。仍以雲松。惆悵万里之行。四月蓂落如一圓如首途望京之耳。不祀超俗多用此字慧虛心淚自涓。情因法眼奄幽泉。明朝儻問滄波客。的說遺鞋白足還。

平凡社刊東洋文庫所収足立喜六訳注、塩入良道補注『入唐求法巡礼行記』、大東出版社刊国訳一切經所収堀一郎訳注『入唐求法巡礼行記』その他の先人の学恩に受けられながら、私がようやくにして読解するに到った経過を反芻しつつ、私自身の義解の度合いを反省したい。漢字片仮名まじりで掲出した本文の訓読を拾い読みたい。

○余を起ス者、之ヲ応公ト謂フ（応公は応某を敬つた敬称。私を啓発してくれたのは応公と謂う方）。

○公仆シテ之ニ習ヒ、師ニ隨ヒテ浮桑ニ至ル（仆には、たおれ伏す、くつがえる、死ぬの意がある。浮桑は、神木扶桑の樹ありとする日本のこと。応公は、常に謙虚であり、私はその師に学んだ。師に随つて日本へ行つたこともある。ここのことろを、多くの先人は、貞素が、靈仙に随つて日本へ行つた、と読んでいるが、信じられないことである。なおライシャワー博士は、仆を幼の誤りとしている。）

○小ヨリシテ之ヲ大ニシ、介立シテ縑林ニ見ハル（介立は間に立つ意。縑は墨染の法衣のこと。縑林は法衣をまとった僧徒の群れ集つてきわ立つていた）

○余モ亦身ニ絳物ヲ期シ、笈ヲ負ヒテ來タリ、霸業ヲ宗トス（足立氏、絳とするに従う。絳は、染めあげるに難しい深紅の色。笈は、書物を入れて背負う竹製のはこ。霸は旗がしら、上長を意味し、ここでの霸業は、応公の学徳を意味する。私も、身につけ難い学徳を身につける決意で、学業を志して出てきて、ひたすら応公の学徳を学ぶことに恵念した。）ライシャワー博士は、霸業の霸はその音、貝

に近似し、業は葉の誤りとして、霸業は、仏典を書き記す貝葉（バイ）、広く仏教そのものとした。

○元和八年（八一三、わが朝嵯峨天皇弘仁八年）窮秋（晚秋）ノ景（ころ）、逆旅（旅客）ニ相逢フ（応公と出会つた）。一言ニシテ道ハ合シ（二人の志す道は一致し）。之ヲ論ズルニ、心ヲ以ッテス（肝胆相照らし、意氣投合した。）

○素が周塩ニ至ルハ、小子ガ其ノ可ナルニ非ズヤ（『易經』に、「知周于万物」の語がある。周は、広く万物を知り、周く万事に達する意。塩は、豔、艶に通じ、艶麗の意。私貞素が、大成を見たるは、私の資質がすぐれていたからではないのではないか。すべて応公の感化のおかげである。乎は感嘆詞）

○居諸幾モアラズ（『詩經』北風、日月に、「日居月諸」とあり、後には光陰の意に用いられた。空海の『三教指帰』下に、「居諸如矢」とある。月日いくばくも経たないうちに）

○早クモ鵠原ニ向ヘリ。鵠鵠ノ至リ。乃ノ心ヲ痛マシムルニ足ル（『詩經』小雅、鹿鳴・常棣に「脊令在原。兄弟急難。每有良朋。況也永歎」とあるは、水辺にあるべき鵠鵠高原に在り、兄弟相援るべき急難のときである。ましてや、かねての良友と余儀なく永別しなくてはならないのは苦痛なことだの意。いま日本へ使するは、かの鵠鵠のごとき苦の至り、聞く人の心を痛ましめるであろう）

○コノ仙大師ハコレワガ応公ノ師父ナリ。（この靈仙三藏は、私の師応公の師である。）

○妙理ハ先ニ契リテ、元々ニ示ス（元々は百姓のこと、民衆のこと。早くから仏法の奥義を極めて、衆生に説いた）。

○長慶二年、五臺ニ入室シ（八二三、唐の穆宗の長慶二年、嵯峨天皇の弘仁十三年、五臺山に入つて修行し）

○毎<sup>ね</sup>ニ身ヲ以<sup>テ</sup>青瘀<sup>セイオ</sup>ノ器タルヲ厭ヒ（瘀は、疾病の義で、肉体の腐敗して皮肉青ずんでくる段階を青瘀の相という。つねに人間の肉体は、青瘀の器に過ぎぬと軽視し）

○心ヲ將<sup>も</sup>テ白猿ノ啼<sup>ク</sup>ラ聴カズ（白猿は猿のこと、青瘀の対語として白といった。心境はつねに俗事を超越し、猿の啼く音に動搖するようなことは無い）

○長慶五年、日本ノ大王、遠く百金ヲ賜ハリ、達シテ長安ニ至ラシム（八二五、長慶五年は唐の敬宗の宝曆元年、淳和天皇即位二年の天長二年に当たる。この年十一月二十八日、嵯峨上皇の寿四十年の御賀が行われた。わが国賀儀の初めという。日本の天皇から靈仙の道譽を賞して遠く黄金百両を賜わり、長安に届けさせられた）

○小子ハ金ト書ト<sup>ヲ</sup>転領シ、送<sup>ツ</sup>テ鉄懃ニ到リヌ（鉄懃は、後文に鉄懃蘭若と見える。南臺所属仏光寺の末寺。私は天皇下賜の黄金と書とをとりついで、靈仙止住の鉄懃蘭若へ届けた）

○仙大師ハ金ヲ領シ訖<sup>おわ</sup>リ、一万粒ノ舍利・新經両部・造勅五通等ヲ將<sup>も</sup>テ、囑シテ小子ニ付シ、日本ニ到リテ、國恩ニ答エ謝センコトヲ請フ（新經両部は、先年靈仙三藏がその翻訳に参画した『大乗本生心地觀經』ではなかつたか。石山寺所伝の古写の同經の第一巻末の奥書に、訳場列位を残らず列記してあるのは、おのが課せられた名譽の役割を収覽に供しようとした靈仙の願いからではなかつたか。造勅五通は、難解の語とされて諸説があり、この記事を引用した『覺禪抄』舍利事の条では、告勅とし、ラ博士も告勅の誤りと

している。私（渡辺）は、訳經に当たつて、筆受・訳語に任せられ、内供奉に加えられ、三藏の称号を賜うなどの名譽の勅書の写し五点ではなかつたかと考える。）

○小子便<sup>たま</sup>チ許ス。一諾ノ言、豈ニ万里ノ重ヲ憚<sup>はばか</sup>ランヤ（私はすぐ許諾した。一たび諾した以上、なんでも、万里の重責を苦にしようぞ）○遂ニ無外ノ縁ヲバ鍾<sup>あ</sup>メ、遠大ヲ期スルヲ得タリ（無外の縁は、あらゆる仏縁。ついにありとあらゆる仏縁の援けを蒙つて、遠大な任務を達成することができた。）

○廻<sup>かえ</sup>ルノ日ニ臨ンデ、又百金ヲ附シタマヒヌ（帰国に当たつて、天皇から再び黄金百両を下賜された。）

○太和二年四月七日、却<sup>かえ</sup>リテ靈境寺ニ到リテ仙大師ヲ求訪セシニ、亡来日久シ（唐の文宗皇帝の太和二年、淳和天皇の天長五年（八一八）四月七日、靈境寺に帰り着いて、靈仙三藏を訪ね求めたが、すでに示寂後久しい日が経つていた）

ここに「太和二年四月七日」とあり、末にも「太和二年四月十四日」とあるのは、「太和元年四月」の誤写誤伝ではないか。『大日本佛教全書』の編者が、しばしば誤伝を疑つて考を加え、またライシヤワー博士ほかの人が、誤写の疑いを抱いたように、板上に書かれて壁に釘づけされていた、この貞素の哭詩と序には、数か所誤写誤伝があるのではないか。仮りに大和元年（八一七）に書かれたとすれば、円仁がこの板上の書を目のあたりにした開成五年（八四〇）より遡ること十三年を経過し、ほとんど廢屋に近かつた無人の七仏教誠院の壁に釘づけにされていたこの板書も、風雨に朽損して、「元」と「一」との弁別さだかでなかつたのではないか。あるいは

は、行記のその後の伝写において誤られたのではないか。「元」の文字は、「一」と譲られ易い。

もし貞素が百金を携えて五臺に帰り、太和二年四月、すでに靈仙三藏の示寂していたことをはじめて知つたとすれば、三藏示寂して百金を伝送することができなかつたことを日本朝廷へ復命する使命を帯びて入朝した第二十二次の渤海国使王文矩等の一行が、上述のごとく、すでに太和元年（天長四年）十一月廿九日但馬へ来着したことを奏上した但馬国司の解状と大きく撞着する。

太和二年四月を太和元年（天長四年）四月の誤りとすれば、貞素も随伴した第二十一次の渤海国使高承祖が、淳和天皇から黃金百両を付与されて、天長三年（八二六・宝曆二年）五月帰國の途に就き、翌太和元年（天長四年）四月、百金を携えて五臺山へ帰來した貞素が師靈仙の死を知り、その報告を受けた渤海が、復命のため、急ぎ差遣した國使王文矩等が、その年天長四年の暮の十一月、早くも但馬国に来着したと見れば、時間の流れからも、きわめて自然である。

師の靈仙三藏から、日本天皇への謝恩の品新経兩部ほかを托された貞素も随伴した渤海国使高承祖の一行が、隱岐国へ来着したのが天長二年（八二五・宝曆元年）十一月のことであり、貞素が師の死を知つたのが、天長四年（八二七・太和元年）四月のこと。しかも、その示寂は、日久しき以前のことだったというから、靈仙三藏の示寂は、貞素が、日本に向かって五臺を離れた天長二年の後半から翌天長三年のことではないか。

○我ハ血ニ泣キ、我ハ痛ミニ崩ル（私ハ血涙をしぼつて泣き、哀

悼悲痛極まつて立つこともできなかつた）

○便チ四重ノ溟渤ニ泛ビテ、死ヲ視ルコト帰スルガ若ク、連伍シテ行李ヲ同ジクスルコト食頃ノゴトキハ、則チ応公ノ原交ノ致セルトコロナリ（溟渤は、大海。食頃は、食事するわずかな時間の意。思えば、幾重の大平原を渡るにも、死を見ること帰するがごとき覚悟でなんの怖れも見えず、また多くの同行の仲間と共にした長い長い日本への旅路も、ほんのつかの間のことと、なんの苦にもならなかつたのも、思えば、わが師応公とその師靈仙三藏と、お二人の弟子私との長い間の道交のせいである）

○吾ハ始メヲ信ベテ、終リヲ復エリ。願クバ靈几ヨ、表れ悉クサソコトヲ（小野氏、靈几とするに従う。几は机。靈几は、靈を迎え、靈を祭る台のことから、靈魂そのものをいった。私は、いまここに、師を師と仰ぎ、ついで師の命を受けて日本へ使するに到つた、そもそものはじめからを述べ、ついに使命を果たし、重ねて天皇から下賜された百金をお伝えして復命する。在天の靈よ、現れ来たつて、私の切なるこの報告を洩らさず聞かれよ）

○空シク澗水三千秋ヲ嗚咽スルノ声ヲ留メ（千秋は千秋万歳の語があるように、人の寿命の嘉称であるが、ここは天寿尽きた死を悼む語として用いた。詮なきことながら、師の示寂を悼む、私の嗚咽の声を五臺の澗の流れに留め）

○乃リテ雲松ヲモッテ、万里ノ行ヲ惆悵ス（万里之行は、千秋の声の対語で、死別を指す。かくして雲を摩する松を見上げて、師死して空高きかなたに立ち去られたことを嘆き悲しむのみである）

○四月袁落チテ一タビ首途シテ京ヲ望ンデ之クガ如キノミ（全書

本の返点に従わなかつた。足立氏等の訓みに近い。小野勝年氏は「四月蓂落して一を加う。首途に京を望むの日」と訓んでいる。蓂は聖王堯の時に生じた蓂莢という靈草。朔（一日）から望（十五日）までは、日に一華を生じ、月満ちてから晦（三十日）までは、日に一葉ずつ落ちてゆくので、蓂莢を見て、暦日の経過を知ることができたという。従つて、四月蓂落は、四月半ば以降のこと。京は長安。首都長安は、當時牡丹の名所としても知られ、『唐国史補』卷中にも「京城貴遊尚牡丹三十余年矣。毎春草（暮）車馬若狂。

以不<sub>レ</sub>馳玩<sub>ハ</sub>為<sub>レ</sub>恥」とその状を伝えている。靈仙三藏の滅後帰つて来たのは、四月半ば過ぎて門出して、もはや牡丹の花の終つた長安に向かうようなもので、ただただ、手おくれだつたことが悔まれる)

○塵心<sub>ハ</sub>那トモセザランヤ。涙自ラ涓<sub>シ</sub>。（大悟を得ないこの未熟な心境をいかんともすることもできないのだろうか。師の死を思えば涙が自らはふり落ちてくる）

○情ハ法眼ニ因リテ幽泉ヲモ奄<sub>フ</sub>（法眼は、仏教に説く五眼（内

眼・天眼・慧眼・法眼・仮眼）の一つにもあるが、ここは、仏法的心眼、悟心の境地を指すか。人間の喜怒哀樂の俗情は、悟心の境地に到つたとき、師のいます幽泉をもわがものとすることができるのだ）

○明朝、儻<sub>ハ</sub>が滄波ノ客ハト問ハバ（滄波客は大海原を旅して帰つた貞素自身のこと。後日、私のことを尋ねる人がいたら）○的<sub>ハ</sub>二説エ、鞋ヲ遺シテ白足ニテ還ルト（遺鞋は、達磨死して鞋を遺れて印度に還つたという故事を踏まえた語。はつきり伝えてほ

しい。貞素は郷国渤海へ帰つて行つたと）。

右に続けて、円仁の巡礼記には  
於<sub>ニ</sub>小窟中<sub>一</sub>。安<sub>コ</sub>置七仏像<sub>一</sub>。当<sub>ニ</sub>窟戸<sub>一</sub>。有<sub>ニ</sub>一堂<sub>一</sub>。堂南辺<sub>一</sub>。有<sub>ニ</sub>一小庵室<sub>一</sub>。於<sub>ニ</sub>堂下<sub>一</sub>有<sub>ニ</sub>一屋<sub>一</sub>。並破落。庭地芒蕪而无人。昔於<sub>ニ</sub>此窟前<sub>一</sub>。七仏現矣。南行三里許。到<sub>ニ</sub>大曆靈境寺<sub>一</sub>。向<sub>ニ</sub>老宿<sub>一</sub>問<sub>ニ</sub>靈仙三藏亡處<sub>一</sub>。乃云。靈仙三藏。先曾多在<sub>ニ</sub>鐵懃蘭若。及七仏教誠院<sub>一</sub>。後來<sub>ニ</sub>此寺<sub>一</sub>。住<sub>ニ</sub>浴室院<sub>一</sub>。被<sub>ニ</sub>人藥敷<sub>ニ</sub>中<sub>一</sub>毒而亡過。弟子等埋殯<sub>一</sub>。未知<sub>ニ</sub>何處<sub>一</sub>云々。

とある。△大曆靈境寺に到り、老宿に向かつて靈仙三藏の亡くなつた処を問うたところ、「靈仙三藏は、初めのころの大部分は、鉄懃蘭若及び七仏教誠院に住んでおり、後にはこの寺へやつて来て浴室院に住んでいたが、人に毒殺された。弟子が、遺体を埋葬した処もどこか分からぬ」と答えた。△

右の貞素の詩の日付太和二年（八二八）四月十四日から円仁行記のこの日開成五年（八四〇）七月三日までの十二年余、早くも靈仙三藏の墓所のありかを知る僧もいなくなつていたのである。

今年春のころ、NHKは、五臺山へ取材班を派遣して、その成果を放映するとともに、『仏教聖地五臺山』と題する取材の記録を単行した。その中で、「靈境寺は今では跡形もなく消えさつて、その場所が一体どこなのかも定かではない幻の寺であるとされている」（同書一五四頁）と伝える一方、同行して指導に当たつた鎌田茂雄東大教授が、「参拝客など一人もいないがらんとした吉祥寺の境内に、捨てられでもしたように無造作に放り出してあつた」（同上）、明の英宗の時代に、靈境寺の僧八名が、吉祥寺に寄進したことを示

す銘の見える古鐘を発見したことを報告している。

さて、その後母國渤海へ帰り去つたらしい貞素が、長慶五年（八

一五、淳和天皇天長二年）、日本天皇から黄金百両を賞賜されて感激した師の靈仙三藏から、謝恩のため天皇に献ずる新経両部ほかの品を托されて、日本への旅に立つた日から、上述のごとく、五臺山へ帰着して師の示寂を知つた太和元年四月まで、大約三年を要している。従つて、片道に大約一年半を要したことになる。五臺山から長安を経て渤海の使節とともに日本へ、そしてその逆コースを五臺山へ帰つて来た、海陸の道も歳月もまことに長かつた苦しい旅路であった。天皇から下賜された黄金が、渤海の使節に托されたことは、渤海僧貞素が転送に当たつたこと、また謝恩の品を貞素が渤海

使節の船に便乗して献じたことからも、疑いの無いところである。謝恩の獻上品を托された貞素が、高承祖等の使船に便乗して一と書いたが、便乗ではなくて、あの度の渤海国使は、靈仙三藏の上表物の伝達をこそ、使命としての入朝であった。

淳和の天長二年（八二五）十二月三日、隱岐国より駅馬を馳せて、渤海国使高承祖等一行一百五人が、来朝したことを奏上した。

朝廷では、大内記正六位上布留宿称高庭を領客使と定めたが、領客使とは称せしめないで、出雲介を仮称せしめた。

その前年天長元年（八二四）正月、當時參議であつた藤原諸嗣の上表によつて、渤海国使の貢朝を一紀一貢と定め、その前年弘仁十四年（八二三）十一月、加賀に来朝しながら、諸国の不作を理由として入京を許されず、越前敦賀に徙されて松原館に滞留のまま、方物を献じ、禄を賜い、饗宴を賜うなど國賓としての待遇を受けながら、退去を命ぜられた大使高貞泰等一行に対し、右の貢期の改訂を告示されたにも拘らず、早くも貢期を冒しての入朝であった。

前年右大臣に昇つていた緒嗣は、當時病床に在つたが、これを憤り、天長三年三月一日、次のごとき上表を奉呈して、大使等の入覲を拒止すべき旨を建言した。

右大臣二位兼行皇太子傅臣藤原朝臣緒嗣言。依<sub>ニ</sub>臣去天長元年正月廿四日上表。渤海入朝。定以<sub>ニ</sub>一紀。而今寄<sub>ニ</sub>言靈仙。巧敗<sub>ニ</sub>契期。仍可<sub>ニ</sub>還却<sub>ニ</sub>状。以<sub>ニ</sub>去年十一月七日<sub>ニ</sub>言上。（中略）實是商旅不足<sub>ニ</sub>隣客<sub>ニ</sub>。以<sub>ニ</sub>彼商旅<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>客損<sub>ニ</sub>國<sub>ニ</sub>未<sub>ニ</sub>見<sub>ニ</sub>治體<sub>ニ</sub>。（中略）伏請停<sub>ニ</sub>止客徒入京<sub>ニ</sub>。即自<sub>ニ</sub>着國<sub>ニ</sub>還却<sub>ニ</sub>。且示<sub>ニ</sub>朝威<sub>ニ</sub>。且除<sub>ニ</sub>民苦<sub>ニ</sub>。（下略）

（『類聚国史』卷第百九十四）

△靈仙の表物を口実にして貢期を冒することは許せない。ただちに帰還させるべきであるとすでに去年十一月七日言上したことである。朝貢を名とするが、彼は実は旅商人に過ぎない。商人を使節として待遇することは、國益を損じ、治政をあやまつたものである。お願ひいたしたいことは、客徒の入京を停止し、入国の港から帰国せしめて、朝威を示すとともに、民苦を除かれたい／＼というものである。

藤原緒嗣は、桓武天皇を迎立した功臣百川の長子で、その妹は桓武の夫人で、淳和天皇の生母。硬骨の賢臣で、桓武朝の末期、詔によつて菅野真道と共に政事の得失を論議した際、緒嗣は、蝦夷征討と平安造都を停止して国民の休養を図ることが急務であると論じて譲らず結局それが嘉納されたことは著名である。右大臣に任せられた天長二年には、封一千戸を納めて國用に供したこともある。左大

臣冬嗣の没後左大臣となり、承和十四年（八四三）正月衰老を以て致仕し、同年七月七十歳で没した。

結局、緒嗣の右の上表は、容れられなかつた。國恩に謝したいという靈仙の表物の伝達は、上國日本に対する任務を渤海國が忠実に果したのであるとの見解が、朝廷の方針となつたらしく、決定までに五か月を要したが、高承祖大使一行は、五月八日入京し、五月十一日滯京六日という短期ながら、大使高承祖は正三位、副使高如岳は正四位上、以下各員が位階を賜わり、同十四日、帰國の途についたが、その翌五月十五日、渤海國王に次の如き璽書が下賜された。

送<sub>ニ</sub>在唐學問僧靈仙表物<sub>一</sub>來。省<sub>レ</sub>啓悉<sub>レ</sub>之。載深嘉慰。王信確<sub>ニ</sub>金石<sub>一</sub>。操貞<sub>ニ</sub>松筠<sub>一</sub>。襄<sub>ニ</sub>國命於西秦<sub>一</sub>。五臺之嶺非<sub>レ</sub>邈<sub>一</sub>。敦<sub>ニ</sub>隣好於南夏<sub>一</sub>。万里之航自通。煙波雖<sub>レ</sub>遼。義誠密邇。有斐君子。秉<sub>ニ</sub>心塞淵。感激之懷。不可<sub>ニ</sub>嘗說<sub>一</sub>。土宜見<sub>レ</sub>贈。深領<sub>ニ</sub>遠情<sub>一</sub>。答信輕毛。別附檢到。其釈貞素。操行所<sub>レ</sub>欠者。承祖周悉。風景正熱。王無<sub>レ</sub>恙也。略此寄<sub>レ</sub>懷。不<sub>ニ</sub>復煩<sub>ニ</sub>云。

（『類聚国史』卷第百九十四）

先ず初めに、使節承祖等が、在唐の學問僧靈仙の表物を輸送し来つたことは、王の啓（上表文）を省くわしく承知し、深くよろびとする、と述べ、次いで、王は信義に篤く節操変らず、わが朝廷の命を奉じて唐國へ赴き、五臺山も遙かとせず、万里の波濤をもものともせず、果たしてくれた。その感激は、述べつくすこともできることによつて明らかである。

舜震祖父王在日、差<sub>ニ</sub>高承祖<sub>一</sub>。入觀之時。天皇須<sub>ニ</sub>送<sub>ニ</sub>在唐住五臺ないほどであるとの王の忠誠を嘉尚されたことばが綴られている。

冒頭は、いうまでもなく、貞素を伴い靈仙の表物を携え、淳和天皇長二年十二月隱岐へ到着したこの度の貢使高承祖等の派遣をねぎ天長二年十二月隱岐へ到着したこの度の貢使高承祖等の派遣をねぎ

らつた語であるが、改めて語を起こした後段は、この度の貢使より先に、わが朝廷の命を奉じて靈仙止住の五臺山へ下賜の黄金を伝領した渤海國の勞を嘉尚されたと読める。

おな末尾に、「其釈貞素操行所欠者。」とあるのは不可解であるが、これは、入京までに五か月も待たされた間に、日本側と何らかのトラブルがあつて不評を買つたか、あるいは、この個所は、もともと「操行無所欠者」または「操行非所欠者」とあり、むしろ師に対する忠実な所行を称揚された語ではなかつたか。

靈仙三歳に、天皇から再度にわたつて黄金の賜与のあつたことは、貞素の靈仙を哭する詩の序に、長慶五年（八二五）に黄金百両下賜があり、それに感激して靈仙が新訳経等の表物を貞素に献上させたのが、この度の貢使派遣であり、この度また黄金の下賜があり、それを五臺山に伝領した時、靈仙はすでに示寂した後であつたと貞素の哭詩の序に述べていることで、すでに明らかであるが、二度目にもたしかに黄金の下賜があつたことは、仁明天皇承和八年（八四一）十二月廿二日、一百五人を率いて長門に来着した渤海國王舜震の差遣した大使賀福延の奏上せんとした別啓に、祖父王仁秀差遣の高承祖が、天皇から靈仙へ下賜された黄金百両を伝領して帰国したこと、またその百両のその後の行方について次の如く記していることによつて明らかである。

舜震祖父王在日、差<sub>ニ</sub>高承祖<sub>一</sub>。入觀之時。天皇須<sub>ニ</sub>送<sub>ニ</sub>在唐住五臺山僧靈仙<sub>一</sub>。黃金百両。寄<sub>ニ</sub>附承祖<sub>一</sub>。承祖領將。到<sub>ニ</sub>國之日。具陳<sub>ニ</sub>天皇附<sub>ニ</sub>金之旨<sub>一</sub>。祖父王欽承<sub>ニ</sub>睿意<sub>一</sub>。転<sub>ニ</sub>附朝唐賀正之使<sub>一</sub>。令<sub>ニ</sub>尋<sub>ニ</sub>靈仙所在<sub>一</sub>。將<sub>ニ</sub>送其金<sub>一</sub>。待<sub>ニ</sub>使復<sub>ニ</sub>付<sub>ニ</sub>金否<sub>一</sub>。而歸<sub>ニ</sub>海程遠。

過期不返。後年朝唐使人却廻之日。方知。前年使等從海却帰。到塗里浦。疾風暴起。皆悉陥没。亦悉往五臺覓靈仙。送金之時。靈仙遷化。不得付与。其金同陥没。以此其後文矩入覲。啓中縷陳事由。冀達天皇。文矩不遂覲礼。將啓却帰。今再述失金事由。故遣賀福延輸申誠志。伏望体悉。

(『類聚国史』卷第百九十四)

△黄金百両を領将して帰国した高承祖は、具さに、天皇が黄金を托された旨を報告した。祖父王は、欽んで天皇の睿意を了承し、朝唐賀正使に転附し、靈仙の所在を尋ねて黄金を届けさせ、その黄金が、無事届いたか否か、その使臣の復命を心待ちにしたが、期を過ぎずも帰国しなかつた。後年、帰国した別の朝唐使の報告によつて、先の使は復路塗里浦に到つたとき、疾風暴かに起つて、一行ことごとく陥没した。靈仙は、すでに遷化した後だつたため、空しく携え帰つた黄金も、このときともに陥没した。このことを日本朝廷に復命するため、先に王文矩を差遣したが入覲を許されず、上啓文をもち帰つたので、今再び、黄金を失つた事由を述べるため、賀延福を差遣した▽というのである。

これによつて、二度目の賜金の経緯はよくわかつたが、さて、初度目の賜金は、いつであったか。高承祖等の第廿一次の入貢の前に、淳仁天皇の弘仁十四年(八二三)十一月加賀へ来着した高貞泰等の第廿次の來朝があつた。しかし彼等は、全国不作を理由に入京を許されず、帰還せしめられたのだから、天皇からの賜金の授与は有り得なかつた。

やはり、初度の賜金は、嵯峨天皇の弘仁十二年十一月に入京し

た、第十九次の渤海國使王文矩に対して托附されたものと確信する。この度の入貢の使節に對してこそ、そのことの起つて得る、天皇の温い処遇があつた。

聖武朝の神亀四年(七二七)九月の入貢を第一次として、孝謙(一回)・淳仁(三回)・光仁(四回)・桓武(三回)・嵯峨(六回)・淳和(三回)・仁明(一回)・清和(三回)・陽成(二回)・醍醐(二回)の延喜十九年(九一九)十一月の入貢に至る十二朝三十三回の入貢のうち、嵯峨朝は六次に及び、その頻度の多いことでの記録である。

そのうち問題の第十九次、渤海王仁秀の差遣した政堂省左允王文矩等は、弘仁十二年(八二二)十一月十三日、方物を献上し、表文を奉呈した。(『類聚国史』卷第百九十四)

翌弘仁十三年(八二三)一月一日、嵯峨天皇大極殿に出御して朝賀を受けられ、文武百官並びに王文矩等に位階を賜い、同じ日、豊樂殿に於いて宴を賜い、禄を賜うた。(『日本逸史』卷廿)

一月七日にも、天皇豊樂殿に出御あつて、百官及び渤海國使に饗宴を賜い(『類聚国史』卷第百九十四)、

一月十六日にも、天皇豊樂殿に出御あつて、五位已上及び蕃客に饗宴を賜い、踏歌を奏し渤海國使王文矩等が打毬をしてお目にかけたのに対し、綿二百屯を賜うて、賭を為さしめられた。所司が樂を奏したのに対し、蕃客もそれに率れて舞ひ、禄を賜うた(同上)。

『日本逸史』卷廿には、十七日、豊樂殿に出御あつて、射の御覽があつたことを伝えている。蕃客については触れていないが、恒例から考えて、蕃客も供奉したものと考えられる。

二十日には、朝集堂において饗宴を賜うた。送別の宴であったのであろう。

二十一日、王文矩等は帰国の途に就き、国王に璽書を賜うた（同上）。

十六日に、天皇の御前で行なつた王文矩等の打毬は、西域人の伝えたものらしく、當時渤海人の間で、流行していた球技で、現在宮内序に伝わる打毬は、その貢使の伝えたものかといふ。<sup>(注12)</sup>

嵯峨天皇も興ぜられたか、その時の御製一首が、『經國集』卷十に収められている。

早春觀打毬一首 使渤海客奏此樂

芳春烟景早朝晴 使客乘時出前庭

廻杖飛空疑初月 奔毬轉地似流星

左擬右承當門競 分行羣踏虬雷声

大呼伐鼓催籌急 觀者猶嫌都易成

これに奉和した滋野貞主の八律一首も、同集に収載されている。

早春二旬の間、外国使臣款待の行事が相次いだ。在位十五年の間、六たび外臣を迎接された。この頻度は異例のことであり、いわば天皇もものなれなされたであろう。しかも使臣は、唐国に国土を接して臣礼をとる渤海国における文藻屈指の人物が選ばれたはずであります。唐風謳歌の文化人天皇であつた嵯峨帝は、これらの使臣を通して、一道の唐国文化の光彩をのぞき見たいとのお気持が強かつたかもしれない。異国における靈仙三藏の道譽を、いつ、だれから上聞に達したか、軽々に断することはつづしみたいが、当時の日・渤海を結ぶ路線の存在をご存じだったにちがいない天皇が、賜金黃

金百両の伝達を渤海国使に托されたのも、至極自然の着想だったのではないか。そのことの成就を疑う余地は無かつたのではないか。

現に靈仙三藏も、謝恩の品の献上を、おのが門人貞素に命じたのだから。

## 七、遺命して大元帥法日本へ

嵯峨天皇が渤海国使に黄金百両を伝達せしめられたと考えられる弘仁十二（八二三）から、五十六年、靈仙が五臺山に示寂したと推定される天長四年（八二七）から数えて五十年後の清和天皇の貞觀十九年（八七七）正月十九日、寵寿が、朝廷に奏上した『太元法縁起奏状』に

右寵壽謹檢故實。先師權律師法橋上人位常暁。承和五年奉詔入唐。隨使赴道。暮潮解纜。秋風飛帆。同年八月到淮南城。住広陵館。

爰本朝沙門靈宣之弟子有両三人。始逢律師陳曰。吾等大師靈宣和尚。是日本国人也。為望仏日早入唐朝。戒珠全瑩。惠鏡恒照。專為國土之衛護。亦為人天之帰依。請益究功。擬還之際。官家惜留。敢不許返。垂沒之時。命吾等曰。求法之志。為思本国。而大国留我。微志不遂。噫徒苦蒼浪之途。終失素懷之旨乎。方今仏像聖教。皆渡本邦。但未伝者。太元帥之道而已也。斯尊則如來之肝心。衆生之父母。衛國之胄。防難之神方也。此亦唯為國王。專行宮中。輒為黎庶。不及城外。是所以秘重密法也。須待得本国求法之人、將屬此深密之法耳。故鄉之恩。以此為報。汝等莫失。努力々々

者。吾等深守此言。久待其人。今得遇子。先師願足矣。因

太元帥明王諸身曼荼羅法文道具等授与祖師訖。(下略)

(『大日本佛教全書』遊方伝叢書第四)

とある。文中の靈宣は靈仙のこととまちがいない。その大意は、わが師常暁律師が、承和五年(八三八)遣唐大使藤原常嗣に随つて、同年八月、淮南城に到着し広陵館に止住した際、本朝沙門靈宣(靈仙のことと考えられる)の弟子三人がいて曰うには、吾等が師靈宣和尚は日本人であるが、仏法を求めて早く入唐し、ひたすら研鑽を重ねたが、それは専ら國土衛護のためにあり、人天の帰依のためであった。請益功を究めて帰国しようとしたが、官家惜留。  
敢不許サル。没せんとするとき、吾等に曰われるには、わが求法の志は、本国を思うためであったが、唐大国が我を留めたため、微志を遂げることができないのは残念である。

方今、仏像・経巻は、すべて日本へ渡り、未だ伝来しないのは太元帥の法だけである。この法は、尊きこと、如來の肝心であり、衆生の父母であり、衛國の胃であり、防難の神方(処方)である。この法はまた、國王のために、専ら宮中で行うもので、城外において庶民のために行なってはならない。ゆえに、秘重の法である。是非とも、本国の求法の人を待つて、この深密の法を伝えて、故郷の恩に報いたい。汝等はこのことを忘れず、よくよく努力せよと遺命された。

吾等はこの言を深く守り、久しく該当すべきその人を待つていたが、今貴僧に遇うことができて、先師の願いが充たされた、といつて、太元帥明王諸身曼荼羅法文道具等を、わが師常暁律師に授与し

た\というのである。

靈仙三藏が、二か年止住した五臺山金闇寺は、かつて不空三藏の高弟で印度に遊学したことのある含光大徳が止住して、持念曼荼羅壇場を開いて、唐王廷のために密法を修した真言の道場であったというから、靈仙三藏は、ここにおいて、太元帥の法を传授されたものかと見られている。小野玄妙博士のときは、かの手皮の仏像は、大元帥の曼荼羅ではなかつたか、と見られている。(注13)

ちなみに、はるか下つた一条朝のことではあるが、定子皇后の兄内大臣藤原伊周が筑紫に流された際の罪状の一つに、皇家のためにのみ修せらるべき、この大元帥法を、道長呪咀のために私に行つたということが挙げられていた。

なおこのほかに、靈仙三藏遺愛の品が、遺弟によつて、入唐日本僧へ伝授されている。

入唐八家の一人で、仁明天皇の承和五年(八三八)円仁・常暁等の入唐僧とともに藤原常嗣を大使とする遣唐使に随伴して入唐し、長安の青龍寺の義真から胎藏・金剛両部の大法を伝授され、六十九部百二十三巻の經論ほかを携えて、承和六年(八三五)帰国し、勅によって山城靈巖寺に住した真言宗の高僧円行(七五九—八五一)の『請來錄』に

仏舍利三千余粒

一百粒 青龍寺伝教大徳義真阿闍梨付授

一百粒 中天竺三藏難陀付授

二千七百余粒 靈仙大徳弟子付授

付属物

菩提樹葉一枚 沈香念珠一貫

梵夾二具一具難陀三藏付授  
一具靈仙大德弟子付授

とある。仏舍利三千余粒のうち、二千七百余粒、梵夾二具のうち、一具を、靈仙大德の弟子から付授されたというのである。

さて最後に、われわれは、靈仙三藏と敬称してきたのであるが、

それは、五臺山の住僧たちが、再三にわたって靈仙三藏と敬称してその思い出を語っているのに従つたのである。ところが、住僧たちは、伝教大師をも、最澄三藏と呼んでいるのが円仁の巡礼記に一か所見える。本来三藏は、經・律・論の三藏に通曉し、訳經に従事した学僧に賜わる名号であるというが、まま単に、高僧に対する敬称としても用いるという。靈仙大德が、三藏の名号を賜与されたといふ記録には欠けるが、その資格に満ちる靈仙の三藏は、恐らく賜与された名譽の名号にちがいない。

### 注

(1) 昭五七・一一・一五初版、サンブライト出版刊。日本放送出版協会刊行の『仏教聖地五台山』は、この書を引いて、三藏の出自とする。

(2) 室町時代の古地図には靈山とあるが、いつのころからか、靈仙山とも呼ぶようになった。國土地理院発行の地図では、靈仙山りょうせんざんとあるが、籐田氏作では、靈山とし、地元の人の中には、いまも靈山と呼んで籐田氏作では、靈山とし、地元の人の中には、いまも靈山と呼んでいる人が少なくない。吉野金峰山を開いた役の小角が開いた聖なる山とも伝え、印度の聖なる山靈鷲山に因んで名づけられたとも伝える

(3) 灵仙嶽 彦根の東四里、即磨針嶺の上方なり、南谷を芹谷と曰ふ、西麓は鳥居本村、北麓は醒井村にして、東は美濃国不破養老の二郡に跨る。○温故錄云、靈仙の嶽は江州にしては、三の高山なり、阪田大上の一郡に跨り、美濃との国界たり、昔伊吹大明神と当山權現と山の

高下を争ひ、空に橋を渡し見玉ふに、両方牛角なりければ、当山權現根の下にかひ物をかひ給ひて、当山の勝になりたりと、世俗に云習はず、当山權現の由來知れず、山中に丹生村あり、醒井駅の南にあたる。

(4) 大屋徳城「日本國訳經沙門靈仙三藏に関する新史料」(大正四・一、『無尽燈』)

(5) 松本文三郎「再び靈仙及び明覺に就いて」(大正七、『芸文』第九年上)

(6) その後松本氏は「靈仙入唐年代考補遺」(『仏教藝術とその人物』大正十二・五・一〇、同文館発行)を發表して『山西通志』のこの条が、『宋史』日本伝の

「次孝明天皇、聖武天皇之女也、天平勝宝四年當天寶中、遣使及僧入唐、求<sup>ミ</sup>内外經教、及<sup>ム</sup>戒、次天炊天皇、次高野姫天皇、聖武天皇之女也、次白壁天皇、二十四年遣<sup>ミ</sup>ニ僧靈仙行賀、入唐禮<sup>ミ</sup>五臺山<sup>モ</sup>、學<sup>フ</sup>仏法<sup>ト</sup>」の條の節略であることを明らかにされ、文中の孝明は孝謙の誤り、天炊は大炊の誤りであり、二十四の二十は衍字で、四とあるべきことを指摘された。

(7) 今津洪嶽「日本國翻訳沙門靈仙筆受心地觀經に就て」(大正四・三・『仏教研究』七)

(8) 妻木直良「唐代の訳場に参したる唯一の日本僧」(大正一、『東洋學報』第三卷参照)

(9) 同上

(10) (7)に同じ。

(11) 高楠順次郎博士の識語に「本書ハ主トシテ東寺觀智院藏本(東本)ニ拋リソノ誤脱アル点ハ池田長田氏本(池本)ヲ以テ之ヲ補ヘリ(下略)

(12) 新妻利久著『渤海及び日本との国交史の研究』(一九六九、東京電機大学出版局)

(13) 小野玄妙「五臺山金閣寺含光大徳と靈仙三藏」(大正一二、『密教研究』一一)

付・試稿「靈仙三藏」関連年表

西暦	日本	唐	記事
758	淳仁天皇 天平 宝字 二	肅宗 乾元 元	九月十八日、渤海から帰国した遣渤海大使小野田守に随つて、第四次の渤海國使楊承慶、聖武天皇崩御の弔慰使として、越前に来着。一行廿三人。 十二月十日、田守、唐國の状況をつぶさに奏上する。
759	三	二	一月三日、大使楊承慶、方物を献じ、王言を奏上する。
760	四	上元 元	二月一日、天皇、渤海王に璽書と多額の賜物を賜い、弔慰を嘉尚するとともに、迎藤原清河使の入唐に助力するよう委嘱される。
761	五	二	二月十六日、大使楊承慶等、迎藤原清河使高元度等九十九人を伴い、帰国の途に就く。史思明の乱により、入唐路難渋のため、大使高元度等一人のみ入唐し、判官内蔵忌寸等八十八人は渤海より帰国する。
762	六	宝應 元	十月廿三日、内蔵忌寸等に随つて、事情上申のため、第五次の渤海國使高南申等、この日大宰府に来着。
763	七	代宗 二	二月廿日、高南申等、この日、送使陽侯玲瓈に送られて帰国の途に就く。
771	三	大曆 六	八月十一日、渤海の入唐賀正使楊承慶に随つて迎藤原清河使高元度入唐、安祿山の反乱により北路難渋のため、南路をとつて、この日大宰府に帰着。
772	四	宝龜 二	十月十日、遣渤海大使高麗大山等の帰国に随つて、第六次の渤海國大使王新福等、この日越前国加賀郡に来着。
773	八	一月 七	二月廿日、大使王新福等、船師左兵衛板振鎌束に送られて帰国の途に就く。
		六月廿七日、第七次の渤海國使壹万福等三百五人、十七隻に分乗して出羽に来着。	十月、鎌束、この月、漂流十余日、隱岐に帰着。船上より留学生高内弓の妻他を海に投じた罪により、近江に移される。
			一月三日、壹万福方物を献上し、表文を奉呈する。表文の違例無礼をとがめて、十六日表書を、十九日方物を却下される。万福百万陳謝し、表書を改めてようやく受納される。
			二月一日、朝集堂に饗宴、壹万福大使に從三位、副使慕昌禄に正四位下、以下各員に位階を賜う。
			二月、渤海副使正四位下慕昌禄病卒し、從三位を贈られ、賄物を賜う。
			四・五月頃、壹万福等の一行、送渤海使武生島守に送られて、能登福良港より帰国の途に。入唐僧靈仙・行賀、この

824 天長 元	823 淳和天皇		822 弘仁一三	821 嵯峨天皇	820 弘仁 元	810 嵯峨天皇	803 桓武天皇	
長慶 四	長慶 三		長慶 二	穆 長慶	穆 元和	憲 宗	徳 貞元	
				一一	一五宗	一九	一三	

一行に隨うか。

六月十二日、壹万福等の安否を案じて、第八次の渤海国使烏須弗等能登に來着。勘問使を派して、前使同様、表文の遣例無礼をとがめて、入京を許さず、禄及び路糧を給して帰国せしめる。

八月、送使武生島守帰国する。

四月、遺唐大使藤原葛野麻呂の船舶難波を発したが、暴風に遭つて渡海を得ず、五月廿二日、節刀奉還。修理して翌廿三年筑紫を発して入唐。最澄・空海・橘逸勢等従う。『法相髓脳』は、この船に乗船の某に托して在唐の靈仙三藏に届けられたか。

この年七月廿七日より翌元和六年三月八日の間、長安醴泉寺において、般若三藏主宰のもとに、『大乘本生心地觀經』(八卷)漢訳。靈仙三藏訳場に参じて筆授並びに訳語。

九月十五日、靈仙三藏、五臺山停点普通院に到る。(円仁、見聞の同院壁題)

十一月十三日、第十九次(嵯峨朝第六次)の渤海国使王文矩等来朝して、方物を献上し、表文を奉呈する。

一月一日、天皇、大極殿に出御、朝賀を受け、文武百官並びに大使王文矩等に位階を賜う。同じ日、天皇、豐樂殿に出御、賜宴、賜祿。

一月七日、天皇、豐樂殿に出御、百官並びに王文矩等に賜宴。

一月十六日、天皇、豐樂殿に出御、五位以上並びに王文矩等に賜宴。踏歌を奏せしめ、王文矩等に打毬を行わしめ、綿二百屯を賜うて賭をなさめられた。(『經國集』に、「早春觀打毬」と題する御製の七律一首がある)。所司に命じて樂を奏せしめられ、王大使等、樂につれて舞う。祿を賜う。

一月廿日、朝集堂において賜宴。

一月廿一日、王文矩等、帰国の途に就き、國王に璽書を賜う。この時、靈仙三藏に賞賜の黃金百両を伝送せしめられたか。貞素の哭詩の序に、この年靈仙三藏「五臺入室」とある。

四月十六日、嵯峨天皇(三八)、異母皇太弟淳和天皇(三八)に譲位。

十一月廿一日、第二十次の渤海国使高貞泰等一百一人來着した由、この日、加賀國より奏上。後、敦賀に移る。

一月五日、大使高貞泰以下六名に、冬の衣服料を賜う。

二月三日、詔を下して、近年不作のため百姓疲弊を理由に、入京を許されず、風便を得て帰国するよう命ぜられる。

五月廿日、詔を下して、渤海國王及び大使に祿を賜い、一行に賜宴。帰国の途に就く。

842	841	840	836	827	826	825
九	八	七	仁明天皇 承和 三	四	三	二
二	会昌 元宗	五	文 開成 元 宗	文 大和 元 宗	文 大和 元 宗	敬 宝曆 元 宗 五
一一月廿日、渤海國使の入京を許可する。	十一月廿日、長門國より、第二十三次の渤海國使賀福延等一百五人の来朝を奏上する。	四一七月の間、五臺山巡礼中の円仁、靈仙三藏の遺跡をまのあたりにする。	七年八月、常曉は、淮南城広陵院において、靈仙三藏の遺弟より、大元帥法の伝授を受ける。また円行も、靈仙三藏の遺弟より、仏舍利二千七百余粒及び梵夾一具を付授される。	前々年の後半から、前年の間に、靈仙三藏、五臺山大曆靈境寺の浴室院において、なにものかに薬殺される。 四月七日、貞素、淳和天皇下賜の黄金百両を携えて、五臺山靈境寺に靈仙三藏尋ねるも、已に示寂後日久しく、伝えることを得ず、師の死を哭して、壁上に七絶の詩並びに序を留める。四月十四日。	五月一日、右大臣藤原緒嗣上表して、渤海使節が、言を靈仙の表物奏進に寄せて、巧みに一紀一貢の契期を敗るは許しがたし、よろしく入覲を拒止すべきである、と建白したが、納れられず、 五月八日、高承祖等入京。 五月十二日、大使高承祖に正三位、副使高如岳に正四位上、以下各員に位階を賜う。	三月一日、渤海使節が、言を靈仙の表物奏進に寄せて、巧みに一紀一貢の契期を敗るは許しがたし、よろしく入覲を拒止すべきである、と建白したが、納れられず、 十二月三日、隱岐国より、第二十一次の渤海國使高承祖等一百五人來着の由奏上する。この使節、靈仙三藏の表物の奏上を使命とし、貞素も一行中に。

1913		
大正 二	中華民國 二	啓は、もっぱら靈仙三藏に賞賜された黄金百両の処置（三藏の示寂、黄金を携えて帰国途中の入唐渤海使船の陥没等）に関する復命書であった。
		この年夏、石山寺の経蔵より、『大乗本生德地觀經』の古写の断巻発見される。

(昭六一・一・四、渡辺三男稿)